



とも関係が出るわけあります。そちら意味合いで、当初食糧廳に食糧研究が設けられた当時の穀物の利用増進というようなねらいから、事實食糧研究所の研究内容も、かなり農産物全般に広がっておりますので、この際、そういう新しい加工形態にもつと食糧研究所が本格的に取り組み得るようになりますが、一般的な農業との関係を強める意味で農林省に移すことにいたしました。

それから、新庄の農村工業指導所でござりますが、これは沿革的には御指導のような農村工業の指導といふ面で大きな役割を果たして参ったわけあります。最近は農村工業と申しましても、食糧品工業がほとんど主でございまして、やつております仕事も、食糧品の加工利用の研究指導といふことはほとんどどの力がそこに注がれております。かつて内容といたましても、今後ますます高次の加工、あるいはもつと近代的な加工といふ点に力を注いでございませんと、単に農村工業といったようなことだけでは十分に目的を達成せんので、この際、食糧研究所を先ほど申しましたように機能を積極化いたしますのとあわせまして、農村工業の指導という点からもう一步実質的に踏み込んで、食糧品の高度加工の研究をそこで本省とつながりを持つてやつていくということにしたほうが、現在の使命あるいは役割からいって適当であるといふように考えたわけでございます。

○鶴園哲夫君 この新庄にあります農村工業指導所、これを支所とされて今お話をのように拡充なさるおつもりなんか、せつかく支所にはなつたのだが、

支所としての形態を一向整えていないというよりは形で置いておかれる危険性がないとは言えない。特に、もし食糧研究所のそういうような非常に広範な、あるいは近代化した研究をやられる意味で農林省に移すこととにいたしました。

それにしては全国にたつた支所が一つ山形の新庄にあるだけだというところになりますと、ほつておかれれる心配も十分あると思うのですが、急速に拡充されて支所としての形態を整えられるのかどうか。また、ここに勤めてお

られる方は行政職俸給表(一)に大体なっておると思いますが、今回これは研究職に切りかえられることになるのか、その点をひとつ。

○政府委員(畠谷泰君) とりあえず、現在ございます農村工業指導所を、先ほど申しましたようなことで、ねらいを積極的な食糧の利用加工、あるいは高次の加工に持つていろいろな形でござります。逐次研究内容、あるいは研究の方向づけを具体化して参りますが、それにいたしましても、畜産試験場ができますても、しかし、各地域の農業試験場にありますところの畜産部なり、そういうものは実際としては支場にはならない。依然として地

域農業試験場の中に総合化された部として残る。したがつて畜産は、畜産試験場としてできます限り、支場がない

中央にできましたが、これは地域の農業試験場の中にあります園芸関係の部が支場といふ形になりますし、園芸試験場は中央にできましたが、それは地域の農業試験場としてできます限り、支場がない

ところをつけて、しかる後に逐次そういう方向に発展することを私どもも内心望んでおるわけでございます。

職員につきましても、研究に従事いたします者については、今後研究職に切りかえるというふうになって参るわけでございます。

○鶴園哲夫君 どうも食糧研究所にな

りますと、ただいまお話を伺つた限りにおきましては、なかなか事態はそう

改善されないような印象を非常に強く受けたわけです。しかし、それ以上の

お気持がないとすれば、これはせっかく食糧廳から切り離された意味が少い。あるいは近代化した研究をやられる意味がないかと思う。抱負も少ないよ

うであります。しかし、問題はたくさんあります。それは、それにしては全国にたつた支所が何つておきたい。どうも今の試験場の性質ではないかと思ふ。抱負も少ないよ

うであります。しかし、問題はたくさんあります。それは、それにしては全国にたつた支所が何つておきたい。どうも今の試験場の性質ではないかと思ふ。抱負も少ないよ

うであります。しかし、問題はたくさんあります。それは、それにしては全国にたつた支所が何つておきたい。どうも今の試験場の性質ではないかと思ふ。抱負も少ないよ

て、地域試験場にある畜産部は、これはむしろ従来のまま存置しまして、その地域に特有な問題を研究させたほうです。しかし、全体を見まして、私はお尋ねの点で、部門別に縦に割り切るかどうかという点に關しましては、これは全体を縦割りで進むのじやなしに、やはり縦割りの長所も生かすと同時に、それから横割り、すなわち、総合性の長所も生かすという点を考慮せざるを得ないのではないかと思うわけであります。さらに御質疑にありました、そういう縦割り、横割りを編み出した体系といふものは、二重論といいますか、二元論ではないかという点でござりますけれども、私どもは全体的に見まして、最後におきましては技術会議が全試験研究の総合調整をやるわけであります。したがつて、横の関係におきましても縦の関係におきましても、技術会議が総合調整の機能を發揮いたしまして、これを統一したまとまりのある形で運営いたしていきたいとないか。たとえば織物を織る場合にも縦糸と横糸があるように、やはりいろいろのものさしによりまして縦り出すわけでありますか、全体として統一した運営をしていけばいいのではないかというふうに考えるわけであります。

いいますならば、セクト的な考え方と一緒にそのセクトなり、あるいは狭い視野の研究というほんに追いやつてしまふ。ですから、これは決して分化といふうに思はわけなんです。しかし、この分化については、もつとあとでもう一回お伺いいたしますが、いずれに果たしているのじやないか、こういうふうに思うけれども、そういうたよなものを助長する役割をいたしましても、そういうよな空気を助長するのだ、園芸にいたしましても、それでも畜産にいたしましても、あるいは農業土木の試験にいたしましても、その地域における自然条件なり社会条件なり、農業の条件といふ中で総合的に研究される、こういふらがより効果的じやないだろかと思ふのであります。ただ、こういふらが分化されまして、そりてその総合化の任務は技術会議にお負わせになる、しかしそれは現場において、現地においてのこと、それは総合的な、あるいは統一をされた研究というものには大きく差しつかえのじやないかと私は思ふのです。そこら辺の点についてどういふうに考へておられるのか、伺いたい。

いろいろに調和していくかという問題でございまして、従つて、いろいろな面、いろいろな段階におきまして調整をはかっていきたいと思うわけであります。ただいまお尋ねの、特に地域関とも密接な関係にある地域総合試験場におきましては、現在の態勢は、農地と畜産を中心にして、そこで総合的な研究を行ない、必要な地方的な園芸に関する研究をしておる。研究を必要とする場合におきましては、特に研究室を残しまして、そこで園芸も含めて、あるいは農業土木をも含めて、地場的な特殊な問題に關して試験研究をするわけであります。しかし、たとえば園芸試験場、あるいは農業土木試験場等の支場ができました場合の関係であります。そういう場合の関係であります。そういう場合におきましては、先ほど私から、最終的には技術会議の総合調整があるのでといふ趣旨で上げたのであります。もちろん何でもかんでも技術会議がまず総合調整権を振り回して、それでやるという方針ではないわけであります。地域的におのとの異なる系統に屬しております各種の支場、そして支所等が、やはり農業試験場を中心にしてしましても、十分に連絡調整をする、そうして地域的な農業問題の解決に当たる、このように私どもは運営をして参りたい。そういうことによつて、私はその協力態勢によって、現下の農業の課題、農業の要請に十分に沿う得ると考えておるわけであります。

な研究というものが大きなマイナスになるということは否定できないと思うのです。たとえば農業土木試験場といふのができますけれども、農業土木試験場といふものはおそらく土壤との関係、あるいは農作地の関係、こういう農地との密接な関係なくしては前進しないものだと思うのです。確かに農業土木の技術、あるいは土木そのものの研究といふものが尊重されて研究されいくでしょうけれども、しかし、もつと総合的な検討を行なわなければならぬ段階にきてるのに、これを分化し、しかも、できたものは試験場として一休形態をなすのかどうか。農業土木試験場とおっしゃるけれども、人數が何人おられるのか、茶葉試験場というものができますけれども、一休人数は何人おるのか。試験場としての形をなすのかどうかという点も、これは部門別に独立させられました弊害が最も現われているところじゃないかと思うのです。畜産は独立する。園芸は、こういうふうに試験場として独立する、それじやおれもだおれもだということで出てきた。私はまことにおそまつなことになつておるよう思ひますが、くどくなるようですが、それもだおれもだおれもだべん承りたいと思います。

て、たしか研究室は百十をこすと思ふのでありますが、それだけ膨大な研究室、そして研究員を揃しているわけであります。しかも、立地的にそれぞれ各所に散在しておるわけであります。こういう場合に、確かに総合性の必要はあるわけありますが、しかし、研究運営といふ面から参りますと、所の所長によつてこういふ膨大な機構がそれを目的に応じられるように適正に運営されるかどうかという点は、はなはだ疑わしいのであります。まあ理由はとにかくいたしまして、過去十年間の運営というものが、実はいろいろ私どもに對して教訓を与えてゐるわけであります。この際、一方におきましては、先ほど申し上げました通り、やはり農業の發展、すなわち、農業の發展、それからくるこれから長期的な動向、これが何といつてもかなめでござります。そして私どもは、やはり農業を成長産業部門別、あるいはさらに一般的に部門別に分化して研究したほうが能率が上がるのではないか。むしろこれは確實に現在の要請にこたえるためには、部門別に研究させたほうが、部門別の研究といふものは十分に能率が上がるのではないか。まず部門別に分けまして、部門別の試験研究を伸ばしていく。ただし、この場合におきまして考えなければならぬことは、どうしても総合調整を強化しなければならぬということであります。御指摘のように、究極におきましては、農業におきます試験研究といふものは、農業の場において役に立つ。すなわち、農業と直結した実用研究といふものに到達をしなければならぬ

い。したがいまして、農業經營の総合化という点から考えますと、どうして最も後に総合化しなければならない。しかも、出発点におきましても、ばらばらの研究では困りますので、そこで総合調整をする。この総合調整をどこがするかといいますと、私どもの技術会議であります。大体そういう構想になつてゐるわけであります。御指摘の中にありました農業土木試験場その他の試験場として体をなすのかどうか、というお話をありましたけれども、私は、やはり農業土木、あるいは茶業と、いうものは、たとえば蚕糸、あるいはその他いろいろ試験場があるわけであります。ですが、そういう場合には間違いないわけであります。しかも、土木試験場は、大体出発点の現在が百名の人員を擁しておる。茶業試験場は百二、三十名の人員を擁しておるわけであります。これだけの人員をもつてすれば、つまり十分に中央試験場の役割を果たし得ると思うのであります。もう少し人数の少ない実は研究所でもう少し数を増しておるわけであります。それで、人員、規模等からいましては、私は特に問題はないのではないかと考えます。

れはどうしても農業土木の関係の中央農業試験場としては、はなはだ不十分であることはだれが見ても明らかだとと思ふ。はなはだ不十分である。そうしますと、おそらく拡充をなさらなければならぬのではなかろうかと思う。あるいはまた園芸の場合においてもそちらになります。これもどうも支場として、支場を持つた園芸試験場としても同じであります。そうしますと、こういう成長部門の試験場といふものは拡大なさるでしょう。そのかわりに、農事なり、あるいは基礎研究なりといふものは劣つてくるということでも想定せざるを得ないと私は思うのです。それらはあとでまた伺いますけれども、次に、これとの関連で伺いたいのです。そこで、これまでの管理事務——農林経済局、あるいは振興局、あるいは畜産局、あるいは農地局、あるいは食糧庁、こういふ各庁なり各局にありました管理事務というのが、今回農林水産技術会議に総合化されるわけですが、これは当然でありますけれども、しかし、総合化されることは、畜産試験場と畜産局、農業土木試験場と農地局といふものが、人的にきわめて密接な関係にありますし、今後の人事異動等についても、これは一体のものであります。その場合

に、従来の各局の管理事務といふものが完全に移されるのかどうか。私は今の状況から見まして、各局非常に協力の仕方にアンバランスがある。たとえば食糧庁は今回食糧庁の食糧研究所が本化されまして、その仕事が技術会議にきますが、食糧庁から人間はただ一人とつておる。それが管理事務をやるんだ、あるいは農地局からはだれも来ないのであります。あるいは試験場、畜産試験場、これも大きくなり、独立して試験場ができるのですが、その管理事務をやる人が一人しか来ない。これは定員の関係もございましょうけれども、しかし、一人で畜産試験場の今まで人事関係なり、あるいはそういう関係をやつておつたというふうには見えない。あるいは食糧研究所にいたしましてもそうでありますし、農地の研究所にいたとしてもそうであります。こういうものから見ますと、どうも畜産試験場と、それから農業試験場については、確かに協力態勢といふものができておるよう思いますが、それ以外については、はなはだ協力態勢といふものが弱いと、こう思ふんです。その点を伺いたいのですが。

は、これは各局がそれぞれの行政の立場からおやりになつていいんじゃないのか。しかし、やはり重要な事項に関しましては、その場合におきましても、技術会議が調整した形で試験研究機関との間の橋渡しをするということにならかと思うわけあります。

それから次に、新しい技術会議ができるにあたつて、各局のそれぞれの人員の振り割りがあるわけあります。これは先ほどの御指摘のように、いろいろ各局によって人事があるわけであります。これをどういうふうにきめるかというもののさしを探す場合に、從来各局にはそれぞれ試験研究の企画等に関する事務といたしまして、予算上の定員があるわけであります。これを一つのものさしにいたしますと、しかし、予算定員と実際の要員とは、やはり若干の食い違いがございます。したがいまして、このもののさしを中心にしてまして各局とそれぞれ協議いたしまして、それによつて技術会議に対する移管人員をきめたわけであります。で、私どもこれをさらに内離的に運営する場合におきましても、やはり差し出された人間の多寡に応じて事務を扱わせるというわけにも参りませんので、全体会員の中で、新しい任務に従つてそれを適正な人員を割り出して、それによつて運営に支障のないようになつて参りたいと思うわけであります。非常に人員は節約しながら能率を上げるというのが眼目だらうと思うわけであります。私どもはこれだけの人間で十分やっていけるというふうに考えております。

上げて、意見をひとつ取りまとめて私の見解を申し上げます。したがつて、試験研究機関の管理事務というものは、すべて技術会議へ持つてこれらといふことですけれども、しかし、これは種々協力の仕方に強弱があるようにはつきり受けられるわけであります。したがつて、試験研究所に勤めておる人たちと、たとえば畜産局、畜産試験場、それから園芸試験場は新しくできます園芸局、あるいは農地局と農業土木試験場といふような関係については、人的な結びつきといふものは、どうにもならない形で残ると思う。残らざるを得ないんですが、これは非常に強い形で残るというふうに思いますし、さらに、また成長産業といわれます畜産関係でいいますと、畜産局に残つておつたほうが、畜産局に結びついておつたほうがいいんじやないかという意見だつて相当強い。あるいは園芸試験場でありますと園芸局、新しくできる園芸局といふところにひとつ結びついておつたほうが、予算の関係なりその他についていいんじやないかという考え方だつてある。

ぞれ独立操作して、独立の試験場を作つてその点をあおつておる傾向が強い。さらに農林水産技術会議は水も林も入つておりますけれども、林野厅にありますところの林業試験場、あるいは水産厅にありますところの水産研究所、こういうものも統一をする力は私ではないと思ふ。非常に困難である。できがたいという情勢がはつきりしてくるんじゃないだろうかといふふうに思ひます。そうしますと、農林省の試験研究機関はばらばらの形に置かれる。林業試験場がそ�だ、水産研究所がそ�だということになりますと、この一、二年のうちに各原局につきたいといふ気持ちが、さらに一そ�助長されるんじやないかといふふうに思ひますし、また、今度の試験研究機関の編成がその大前提になつておりますところの農林水産技術会議、これは種々問題があります。疑問もありますし、こういふ点と、内部から攻撃されましした場合は、おそらく非常な困難に農林水産技術会議は逢着するんじやないだらうかと思ひます。このよろづな諸条件について考えますといふと、原局につくといふ形が、一、二年のうちに、あるいは二、三年のうちににはつきりしてくるんじやないだらうか。これではせつかくの再編成も全くおだぶつになつてしまふ。まあ場合によれば農業総合試験場にかかる、そして現在の農業技術会議、現在の総合試験場関係にかかる三年の後に畜産研究所は畜産局に、園芸試験場は園芸局に、こういふ形にならないかどうか。私は三つの理由をあげて申し上げたんですが、ならないと

國務大臣（河野一郎君）　ごもつとも  
な御意見と私は拝聴いたしました。し  
かし、私は五年前に農林大臣をいたし  
ましたときに、御承知のとおり、今お  
話のような状態で戦前から参りました  
ものが、戦後非常に試験場の組織が能率  
が上がりぬというふうに考えまして、  
そうして現行の制度を私は立てたので  
ござります。戦前に長いこと畜産は畜  
産局に、蚕糸は蚕糸局にということでお  
やつて参りましたが、どうもまあ具体的  
に申しますと、局長が試験場を一ペ  
ん在任中に見たことがあるか、試験場  
で何をやつているかわかつているとい  
うような具体的な事実をあげて考えま  
しても、どうも試験場と原局との間に  
連絡があまり見られない。予算等の場  
合にも、どうも試験場予算があとまわ  
しになるというようなことを私は考え  
まして、そらして農林行政は、どこま  
でも技術の裏づけの上に盛り立ててい  
くべきものだ、したがつて、技術をもう  
一步前進させる必要がある。しいて申  
せば、試験場長と局長とは対等の立場  
に置くくらいにする必要があるといら  
うことが一点。さらにこれを前進いたし  
まして、それぞれ畜産といい蚕糸とい  
い、もしくは果樹、園芸といい米麥と  
いい、いろいろ從来部門別に非常に局  
部的にやつて参りましたこの試験研究  
を、同じ農業の部門の中で総合的にこ  
れを持つていくことはどうなんだろう  
かと、そういうふうに持つていて、  
そこに新しいものを生み出すというこ  
と、もしくは共通のものをそこに見出  
すことといふようなことはどうだろ  
かというので、現行の制度は、私は実

は五年前にとったのをござります。ところが、今回再び農林大臣になりまして、東畑博士の意見によりますと、君の考えも今日までやってきてみたが、もう少し基礎的に勉強してもらつて、そうして畜産は畜産、蚕糸は蚕糸、それぞれの部門において基礎的にもつとりっぱな学者、りっぱな設備といらものを作つて、それができた上で総合的なことを考へることはいいけれども、今日の段階では、まだ総合的に今まで作つておることは少し飛躍し過ぎておりますといふくらいがあるので、この際、基礎的にそれぞれの部門を充実し、勉強してもらうという制度に直すことは適當であるという話でございましたので、私もこれはなるほどと、それはその点が私も間違つておつたという考え方から、今回の改正案に私も引き継ぎそのままお願いを申し上げて、そしてこのひとつ新しく直した、つまり畜産は畜産、蚕糸は蚕糸、それぞれやつて参るということにいたしたのでござります。で、今お話をのように、それそれが蚕糸は蚕糸、畜産は畜産、果樹、園芸は果樹、園芸に非常な執着を持ち、魅力も持つて、その間につながりが深いというお話をごもつともでございます。それはそらあらねばならぬと思うのですが、それと同時に、技術陣の——どういう言葉が適当であるか、格上げをしまして、そうしてそれまでの所管の局長のところで予算を作つてお互いに技術会議の理解ある予算の編成の案を作つてもらつて、それを直接持って大臣のところへ来るようになつてよろしくな考え方も実は私はいたしましたし、そして今お話しの点がご

ざいましたが、これでひとつ大いに技術陣を高揚しよう。明年度の予算編成にあたりましても、実は今申し上げましたような意味において、試験場の予算については、私は大幅に増額した要求を実はいたしておると同時に、ぜひこれを大蔵当局に了解を求めて、いずれ皆さんに御審議願うようにいたしました。こう考えておるのでございまして、決してそれぞれ今まであつた局で予算をもう一べん考え方直して、そうして予算化を持って出るということよりも、このほうが私は農業技術の向上の上に適当である、こう考えておるわけですが、さりますから、どうかその点はしばらくひとつこれでやらしていただきたい。お話しのように、技術のことでござりますから、技術の上昇もしくは新しい総合的な問題を検討する段階になりますれば、またそういうふうな、今お話しのように、時期もあるかと思いますがけれども、今私が申し上げましたように、当分は各それぞれの専門部によって、そうしてそれぞれの場において、責任を持って内容を充実して研究の深度を深めていくということにいたしたい、こういうことでございますから、御了承いただきたいと思います。

前進をしない。しかし、情勢は、農業だけとつて見ましても、たいへんな移り変わりを示しつつあるという段階にあって、試験研究機関が進む方向として、ややもしますと、設備の近代化なり高度化なり、あるいは研究費の増額という方向は二の次にして、試験研究機関を再編成をするというよくな形にすりかわる、そういう傾向が見られるようにも思うのであります。どうもこの農林省の今回の試験研究機関の再編成を見ましても、そういうよくなものが、そういう傾向はやはり否定できないのじやないだらうか。つまり研究管理統制といふ面に強みが向けられてきているのじやないだらうか。もつと詳細に申し上げてもいいのであります。が、簡単に言いますとそういうような気持がするわけです。その点についてひとつ官房長なり、あるいは事務局長に伺いたいと思います。

す総合調整、さらに管理的な面と、それが強化されるということは、これは疑うことのできないというように思っています。さらに非常に大きな地域、あるいは総合農業試験場をこういうふうにこまかく割り切って分断をして、そうして場長を置かれるという形になりますが、これもやはり管理事務と、ものの観点から見ますと、やはり研究管理の統制という、管理というようなものがもつと強く出てくるのじやないだろうか。したがって、技術会議の権限強化、あるいは小さく試験場を分断をするということ、この二つから見まして、やはりそういう傾向と、いうものがはつきり出てくるんじやないかといふふうに思つております。私は、試験研究をやる人たちが最も必要なこと、あるいは生命としなければならぬことは、研究の自分の目標というものを、要するにビジョンといふものをしっかりと持つということ、それが農業なり農民との接触、あるいは密着の中から自分の目標といふものを持つということ、それが全体の試験研究の中で妥当性を持つということ、そういうことが最も試験研究を発展させていく道ではないか、基本的な問題じやないか。その場合に、今のこういうような何か研究管理を強化する、統制するという面が強く出てきますことは、これは当面します一年二年の農業技術のその発展なり効果はあるかもしませんですが、十年なり、長い技術の発展、研究の発展を見る場合には、これは逆じやないかといふ気がしておるわけです。そこらについて伺いたいと思います。

な考え方を実は持つておるのであります。初めは総合的にそれぞれ大きい分野の中で自由に研究していただいて、そこに新しい技術を生み出すということが必要だうといふので、五年前に私はいたしました。ところが、やつてみると、実際やつてみられた責任者たる東畑博士の意見によると、ます基礎的に、基礎的にもう少し整備し、設備し、そして勉強してもららう、それが一段落できたあとで考えられるごとだというお話をしがございましたので、私はなるほどと思つてこの案に賛成して審議をお願い申し上げておるわけでありますて、十年先、五年先には、なるべく早い機会に私はそらうふうに改めて、もう一へん総合的に、広い分野でひとつお互の固から新しい技術が生れるようになることを私は期待いたしております。しかし、さしあたりは畜産は畜産、養蚕は養蚕の中に十分魂を込めてやつていただき。それから人事権その他で非常に管理とか統制とか強化されるのではないかといふような御心配でございますけれども、これも私がここで申し上げるより、実情はよく御承知のとおりだと思います。私は、今日一番私が心配いたしますのは、若い世代の諸君が、一体今の農林関係の試験場に志して来るだろか、今のままではたして興味を持つて来るだろかといふところに私は疑問を持つてゐることを、この前も試験場長会議で私は申したのであります。もう少し若い人が進んでこ

こへ入ってきて、ここで勉強に打ち込もうという気持になるような設備と制度が必要だということを私は強く意識いたしておりますが、そういう意味からいたしますと、どうも今までのままではそぞりにいくのじゃないか。もう少しまあ人的にあるのが機構にあるのか、どうも今までにはありますので、もつと若い人が進んで入ってくる。そうして若い人の意見がどんどん入れられるというような、きめのこまかなるものにしていく必要があるんじゃないかというようなことも実は考えないのであります。それは決して管理統制していくというようなことは、少なくとも私は毛頭考えておりません。そうしてりっぱな試験場、研究所を作りたいということをございますから、まあ今後もいろいろ御注意をいただきまして、ひとつ間違いないようにやりたいと思つております。

かく割るという形の中で、これは統制でありますから、やはりことはあたりまえの話です、割りますと。原則ですから、分割支配ということは、原則でありますから、当面して研究、管理というものを分断するといいますか、こまかく独立させることによって非常にやりいい。これは指摘で、そういう二つの立場から、らいで、研究、管理、統制という問題が相当強く出てくるのじやないだろうか。事実、もうすでに水稻や麦はほどほどにしたほうがいいのじやないか、こういう意見すら試験場関係においては、これは部長あたりがそういう話をする。もう水稻とか麦とかはほどほどがいい。いつまでもそんなものにかかるわつしているとそらじことになるぞ、こういう考え方すら一般化しつつあるという情勢なんです。実際研究に従事している人たちが、そういう気持ちを今度の機構改革によつて受けているという点、それらの点についてどういうふうにお考えになるのか。私は、試験研究を卒業したような人たちが、これは今非常に激しい技術の発展、農業の発展の中での、研究、管理を強化していくということはマイナスであるといふうに思つてゐるわけです。弊害に過ぎないのですから。今の管理事務に当たられるような研究、あるいは試験を卒業したようなたちは、今の激しい変化の中で一体できるのかどうか。それはマイナスこそあれ、いい面がないのではないか、いい点もありましょかね。そういう心配をしているのですけれども、事務局長のひとつ御答弁を願いたい。

○国務大臣(河野一郎君) 私から先によろしくござりますか。  
おつしやることはよくわかります。私も、もしこの運用を誤れば御指摘のようにならないとも限らんといふ心配もこれはいたしております。そういう点も十分承知の上で私は運用していくべきだ、こういう考え方でございまして、まあそれぞれ研究を遂げられ、聞いていえば、今お話しのような方々には、その方々に向いたことをやつていなかなくだく。そうして若手の大いにこれからあるいは勉強しようというような諸君とも、ほんとうに責任を持つてやってもらうといふようにしていかなければならんのじやなかろうかといふとともに、よく心得て実はやるつもりでござりますから、どうかその点はひとつ十分御注意のほどを取つて、間違いのないようにやるつもりでござりますから、御了承いただきたいと思います。

○國務大臣(河野一郎君) 私から先に

に、どうしてもやはりこういう独創力とか自主性を十分に生かしながら、しかも、最近非常に必要になってきております試験研究の組織化といいますか、共同化といいますか、こういう方向がやりやすくなるように考えていかなければならぬと思うわけであります。こういう関係から、私どもは、実は従来行政部局が行なつておりました研究機関の事務といふものを行政部局から切り離して、技術会議もこれをやるのではなくて、試験研究機関に委譲したわけであります。そして技術会議は、やはり大きな農業の流れに応じまして、研究目標を設定する。そしてこの研究目標の設定の場合には、十分に農民の声をこれに反映させる。すなわち、農業の方向づけという点を考えながら、農民の声を正しく研究目標に盛り込んでいく。こうしたことにならなければならぬと思うわけであります。先ほど御指摘のように、私は、研究者が農業あるいは農民の場から直接に課題を選定していくと、こういう態度は非常に正しい態度だと思うわけであります。こういう点に欠しまして必要な部費に関しましても、私どもは増額に努力をいたしておるわけであります。したがいまして、全体的に研究統制の強化というよろんな上からの押しつけをやる考え方方は、全然私どもは考えていないわけであります。

ものは、園芸というもので立ててある。政策の中で前進もいたしましょうが、今度は残った農事関係が冷遇視されるということは否定できないと思うのですが、そういうことはありませんか。先ほど私は申し上げたのですが、水稲なんというものはもうほどほどにしたほうがいいと——私は水稲の研究こそ、今こそ水稲といらものはやるべきだと思うのです。そうして少ない面積からよけいとれるということであつて、それを畜産に回していくとか園芸に回していくとかいう政策がとられるべきだと思うのです。ところが、もう水稻はほどほどにした方がいいぞ、あるいは基礎的研究もといらような考え方、それが變つてくるのではないかといふ心配をしているわけですが、そういう点は農林大臣ありませんか。

しゃつて、米や麦はどつかに消えてなくなるのではないかというのではなく、そ遊ではないかと思うのであります。さればといって、基本的な考え方はただいまお話をとおりであります。私も、とにかく米については、もっともつとひとつ良質多収ということを目途にして、そして全体の米価を維持すると同時に、生産費を下げ、能率を向上させますといふところに農家經營の安定化を期するという目標を持つていかなければならぬのでありますから、今日決して満足しているわけではないのでございまして、いいところにはずいぶんいつておりますけれども、これを比較的低収穫のところにも及ぼしていくということにまだまだ努力をしなければならぬ面がたくさんあるというふうに考えております。決して農産物の中核をなしまする米麦について手を抜いてよろしいといふようなことは毛頭考えておりません。今後の運営につきましても、十分注意をしてやるつもりであります。

定が出ておるわけでありまするが、これは四国の農事試験場だけではなくて、全体の農事試験場に共通する問題だというふうに思つております。この間事務局長にその点について伺いましたところ、三十四年当時から、逐次試験研究機関の旅費もふえて参つておる一億一千万円程度になつて参つておるようになります。そして二十五年度が一億一千万円程度になつておるようになりますが、さらに三十七年度、明年度におきまして、本年の大体八割程度の増額の要求を出しておりますと、いふようなお話をありまするが、この来年度の試験研究機関の旅費につきまして、ぜひ八割増しの増加について、大臣の努力によつてこれが実を結ぶようになりたいと思つておるのです。が、これはもう試験研究所は、どとへ行きましたも四国の農事試験場みんなものであります。ひどいものです。旅費の足りない点は漸次改善されておるものであります。農林省の各機関の中で、一番旅費の関係が少ない。これは当然普通の工業試験場と違いまして、日本の広い地域にわたりまして、ブロックならブロックの広い地域にわたりまして、農民との接触、農地との接触、あるいは農業との接触の中から農業技術の発展といふものをねらなければならぬわけであります。そういう旅費の足りないという点が最も目立つておりまして、ようやく前進しかかっておるわけであります。三十七年度について大臣の御努力を要望したいと思うのであります。ひとつお考えを伺いたいと思います。

予算なんですが、実は私は、明年度の予算の編成にあたっては、試験研究費は、省内におきましては、原局から出たものをそのままひとつも手をつけずして大蔵省に持つて行け、なおそれでも――実はあまり内輸の話を申し上げては恐縮ですが、私の見たところ少ないから、もととふやせというので、ほかの予算と別に、しばらく時日を経過して大蔵省に増額して持つて行つたのでござります。これはぜひ大蔵省にも、維持しようと考えております一つの部門なんですが、相当の増額を実はいたして、もつと多ければもつと多くてもよいといつもりで実はおつたのですが、一応各試験場から要求があつたものをそのまま大蔵省に持つて行つておるというような実情でござります。また、将来におきましても、そういうことで私自身が技術研究の高揚刷新といふことを期待いたしておりますから、そこに日本農業の将来を見出す以外にない。狭い土地にどうしていくかといえば、新しい技術、新しい試験研究の結果といふものでこれを補つていただきたいというものを一つの目標にいたしておりますから、これには金が幾らかかってもかまわないといつもりでありますので、せっかく御協力いただきたいと思います。

当初この法案が出ましたときに、通常国会に出ましたときの農林省の考え方と今日とは違うようあります。当初はたしか四課設けられ、構造課とか価格課とか調査課というような話であります。ですが、どうもやはり統制的な、あるいは集権的な機能というものをやっぱりはらんでおるというような気持がするわけです。ですが、前の案よりは好ましくなってきたというふうに思っております。ただ、今度統計調査部にありました農林畜産、農業や畜産や水産、林業関係の予測事業、これらを官房に移しまして、官房がおなりになるわけであります。そうしますと、従来ありました予測事業というものはなくなつて、そろして農業基本法に基づきます年次報告という形になるのじやないかと思うわけです。これは私、はなはだ残念に思うわけでありますが、農林、水産、畜産関係につきましての統計調査部が、ある意味で純技術的、純統計的に予測事業をやっておつたわけですが、これがなくなつて官房にいくというのは、どうも政治的な、あるいは政策的なそういう予測事業になるのじやないだろうか。二つも三つも四つもペールをかぶつたような予測事業といふものになつてしまつて、どうも今後ほんとうにある意味で純統計的な予測事業といふものこそ大切じゃないだろうか。それがこの世の中から消えてなくなつてしまつて、どうも政策的な年次報告といして政策的な、政治的な年次報告とい

○國務大臣(河野一郎君) 従来の統計のはうでやつておりました今御指摘の統計もしくは予想、これらのことは從来どおりいたすことになつたしておるそりであります。ただ、年次報告の関係で、その取りまとめをするものを官房に移すと、こういうことにいたしておられますので、今お話を点と多少違ります。詳細は事務当局からお答えさせたいと思います。

○政府委員(昌谷孝君) 官房に統計調査部の一課であります調査課の機能の相当部分を移すことになつております。これはただいま大臣からお答えがありましたが、基本法に基づきまして年次報告等の事務を官房でやり、あわせて農林行政の基礎的な調査をやりたいという意味で移すわけであります。これは御承知のように、できました統計の何と申しますか、分析、解釈を手がけるわけであります。従前とも企画室でもそらいた事務をやつておりまして、企画室と統計調査部の講義整課と二ヵ所に別れてやるより能率的であろうということと、官房にその事務を一本でやることにいたしました。御懸念の農業統計につきましては、引き続き従前どおり続けます。これは官房の調査課において、引き続き従前どおり続ける予定で考えております。御懸念のようなことはないかと思いま

にあつてもいろいろ行政的なものが加わりますけれども、それでも、まだある意味で統計的な統測が行なわれるわけですけれども、まあ政策的にこれはならざるを得ない。どうも残念に思いますが、しかし、その点、農業観測事業というものはやられるけれども、測事務はおやりになりますけれども、それはどうも政策的になつてしまつて、ペールがかぶさつているといふ気がするわけですね。

る河野構想と、今回の試験場の統廃合を中心とする改正案について、これでいいのか、あるいは河野構想を強く押していいのか、などいろいろ考へてやつてもらなければならぬようなことであれば、またじっくりと今までえてやつておきたいと思います。それは先般農芸局の設置についての河野大臣の大体の考え方ですね、これをこの機会に承りたいと思います。それでは、河野構想といふ伺つておきたいと思ひます。

ような性格のものでありまして、実体的な内容を持つておるものではないと思ひます。それで、これから的新農政の大きな方向としては、農林省でいわれておる果樹とか、あるいは畜産に重点を置いたり、やより方のようになりますが、その後の果樹園芸に対する農林省の打ち出し方ですね、今回園芸局という構成を打ち出されますますが、どうもあさりまとまつたものをきめていない。園樹、園芸の先進地におきましては、これから果樹が二倍あるいは三倍にさへなる、果樹が非常に重んぜられて、いよいよ果実の価格は頭打ちになつておる、あるいはあとでもう一点聞きますが、自由化の関係でありますけれども、今ですらすでにやる農林行政の表座敷に上がつてしまつて、果樹が二倍にも三倍にもなるといふことでは、せっかくの新農政の大きな動向が、かえつて農村に混乱を来たすようになるのじゃないか、そこまで言ってきて果樹が二倍にも三倍にもなるといつて心配しておる向きがあるのです。そういう意味で、園芸園芸といふものに対する大臣の構想をこの機会に承れば幸いだと思います。

ついて、少し掘り下げてみますと、第一は、わが国の果樹類の一人当たりの消費量というのは非常に少ないのですが、イタリアに比べて、約半分くらいのがドイツ、フランス、イギリス、アメリカに比べますと、の中でも一番少ないとさいます。もちろんこれをイタリアとイタリアに比べると、中でも一番少ないとさります。したがつて、現在のくだもの生産がこれで頭打ちであるという考え方は、これを全く変えて、そうして消費を思い切って増大するようにいたしていきたい。それには値段が高過ぎるということ、最終消費者の価格が高過ぎるということだと思います。今はくだもの類を、極端に申せば貴重品扱いしておられる。それで非常にぜいたく品のよろな感じで受け取つておる。したがつて、これが生産者から消費者に渡るまでの段階において、非常に中間の経費が高くなり過ぎておる。これらをいかに合理化するか、取引を改善し、これらを合理化して、中間経費をもつと少なくして、そして生産と消費者との間に経費をいかにして減すかという点で相当大幅な消費価格を切り詰めることができるのじゃなかろうか、値段を安くすれば、それで消費はそれだけ増すのじゃなかろうか、こういうふうに思うのでございまして、それらの行政が実は全然ないわけでございます。そこには、一体全国でどの程度の果樹、園芸、蔬菜といふものを經營の規模に入れる農村をどの程度作っていくか、養

蚕地帯をどういうふうにするか、畜産地帯をどういうふうにするかといふものを、米、麦等とどういふうに組み合をしていくかというような政策を立てまして、その中に今申し上げる果樹園芸、蔬菜といふものをどういふうに取り入れていくかといふうな企画をしていきたい。行政を担当する者が、現に耕地の面から申しましても、桑畠の面積よりも面積が広いくらいのものが利用されているといふこれらの果樹、園芸、蔬菜でござりますから、これに対しひとつ行政指導を強化していきたいという意味において果樹園芸局を作りたい。当初蚕糸と一緒にしたらどうだという意見もございましたけれども、私は、蚕糸は蚕糸として新しい分野を一つ開いて、そうして先日も蚕糸の試験場長から話を聞いたのでございますが、新しく非常に進んだ養蚕の経営の新たなものも見出されているといふよくな点から参りまして、もつと繭の生産費が下がるといふうこともありますので、そういう面において、古い農業の中に新しい経営といふものは生まれてくるといふよくなことを取り上げてひとつやつて参りました。いとくようない意味で、従来どおり、蚕糸は蚕糸としてこれは大いに指導獎励をする、その間に、果樹、園芸、蔬菜といふものをまた取り入れて、それと畜産といふ三つの特殊農業を、これを米麥作の中に組み合わせて、そろして新しい農業経営を打ち立つて、それが、安くしていいものを作る、そうしているところでございます。

常に同感であります。言い古されたことであります。農林省の今までの行政が、どうもやはり生産とか技術、これらから今大臣はもちろん考えられていると思うのであります。これからは果樹の将来については、加工、こういう面にもつともっと力を入れていただかなければならぬと思ふのであります。そういう意味で、今度考えておられます園芸局には、生産とか、技術とか、それはもちろん必要であります。が、消費流通対策、あるいは加工といふような面についてうんと力を入れたひとつ新しい構想の園芸局といふものを考える、これは他の畜産局あるいは蚕糸局、こういう面に同じく通ずる問題であると思いますけれども、そういうことをひとつお願いをしておきた  
い。

・ リング、それから夏ミカン、こういうものの価格に非常に大きな影響を与えて、ぐつと値段が下がっている、こういうことが歓然としてあるのですが、果実についてはほかのほうでも心配があるのに、自由化の問題について果実だけは何らの配慮もなしに、一般農産物については非常に配慮をされているのに、果実だけには何らの配慮がないということについては、少し考え直していただいていいのじゃないかと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○國務大臣(河野一郎君) ただいま申し上げましたように、試験場等とともに十分に勉強いたしまして、日本のくだものが高い過ぎるという実は私は観点に立つておるのでござります。その高いというのは煙で高いのじゃない、中間で高い、もしくは包装、運送で高いといふことでござりますから、それらをいづまでも今申し上げるように保護人々といふことで保護しておりますと、なかなかそれが勉強されないというような意味で、十分その間に勉強してもらおうといふ、私は実は言葉が適当でないかもしだれけれども、刺激を持つてもらいたい、こういう気持なんであります。しかし、實際それが非常に悪影響を及ぼすようであれば、もちろんそこには何て書いてあるとも、実は私は農村のために不適当であるということであれば、自由化の延長も考慮します。関税の措置をすることもけつこんでございます。それに必要な指示はもろんとするつもりでおりますが、ただ、申し上げたように、消費価格が非常に高いのですから、そこで今影響がある。たとえばレモンが今非常に問

題になつておりますが、技術者の方  
面、試験場の方面に意見を徵します  
と、自由化してもけつこう、ミカンを作  
るよりも、まだまだレモンを作つた  
ほうがけつこうでござりますから、レ  
モンのほうは一向困らないだらうとい  
うことを試験場の責任者は申しておる  
わけであります。そういうふうに、非  
常に国内のこういったものは割高にな  
り過ぎておる。それはしかも、生産者  
の面においても多少高いかもされませ  
んけれども、中間経費が非常に高くつ  
いておるというようなことでございま  
すから、全面的に私は先ほど来申し上  
げましたように、くだものについては  
一般に考え方をえて、そして安いもの  
をたくさん食べていただくということ  
にしていくべきではないか、そして生  
産を増していくということにいくほう  
がいいのではないかというふうに考へ  
て、実は今の自由化の問題についても  
そういう配慮をいたしておりますけれど  
も、重ねて申し上げますように、そ  
れが農村に非常に打撃を与えるとい  
うようなことであれば、いつでも私は必  
要な指示はとるという所存で実はおる  
わけであります。

入果実によって非常な影響を受けて下がるというような、こういう事態になれば、いわゆる新農政の方向とちよつとマッチしないよう思うのであります。して、農林大臣の考え方、目標には私は全く同感であります。けれども、現実の措置としては、やはり自由化の果実に対する部分についても、少なくとも関税率を考慮していろいろやるとか、畜産物についてとつておられるぐらいの考え方を入れてもいいんじやないか。先般経済企画庁の係官がわれわれの調査会で説明したときに、その点も突いてみたのであります。が、どうもこれは専門外でありますから、明確な答弁を得ることはできなかつた。重ねて果実の自由化についても検討してみるとか、大臣にもう一回ひとつお願いしておきたい。

ものの生産を上げていく。その間に取引の合理化をはかるということでありませんと、現状の値段であつては、やはり所得の方面ももつとどんどんふえなければ、それは今のくだもの値段でも食べるでしょうけれども、何といつても、リンゴ食べるにしても、何な気持にはならないということであつて、もつとリンゴにしても、御承知のように、福島のリンゴが東京まできて市場に出るときは、おそらく値ぐらいの値段になるというような姿が一体いいだらうか。これはもつとそこに刺戟を受けて、そうして取引する人の合理化することを考え、輸送の関係においても、一休日本のように、ああいうきれいなリンゴでなければ売れないといふことはおかしいぢやないか。食べるのは中身を食べるのだから、中身がよければいいんだといふような、外國のくだもののような感じにする必要がある。それには一苦労しなければいかねば、どうも何か刺戟がありませんと、幾ら宣伝しても指導しても、なかなかいきにくいくらいことがありますから、今そういうことを言つたらしかられるかもしませんが、いよいよ詰めてきて、そこでいけなければまた戻してもいいと、まあこんなことを言うちや話になりませんけれども、実はそういうわけで、元来私は自由化には、御承知のとおり、あまり賛成の男じゃないのでござります。賛成は全然——これはわが国の事情でいた

すべきものだ、これを自由化の波に流されでやるということは絶対考えておりません。それは考えておりませんけれども、今申し上げたようなくだものについて、それからバナナについてもそういう考え方を持つというよりに……。それからパイナップルの估詰が非常に問題になつております。これは沖縄の六万ケースか十万ケースのパイナップルの估詰のために非常にやかましい問題になつておりますが、どの程度關税をかければこれが伸びていくかということを今せっかく勉強しております。そうしてこれに対してもひとつその研究の結果、遲滞なく対処しようといろいろもりでいるのでありますから、まあ決して負けないようにやりますから、どうぞひとつ……。

がなかなか浸透しないのじゃないかと  
いうことを私は心配するのであって、  
そういう意味で、やはり農林大臣の方  
向としては全く賛成でありますけれども、  
果実のこういう問題、自由化と  
かいう問題に関連して、米麦、主食糧  
については非常にほつきりしたことを  
言つておられるわけであります。果実  
も主食糧に次ぐようなものになろうと  
しているのでありますから、果樹農  
業者を安心させ意味において、やはり  
私は、農林大臣にもう一回ひとつ打ち  
出して置いていただきたい。

試験場なんかも設けられておりますが、このタバコ試験場あたりの行き方と、今度の農林省のいろいろの試験研究機関とは現在どういう接觸があるのか、あるいはこれからまたどういう接觸を考えておられるのかといふようなことについて、おわかりの範囲でひとつ。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知のとおり、直接はございませんが、私も、これは長年の懸案でございます。御指摘のように、農業經營の相当な部面になつてるのでございまして、また、今タバコ耕作者が、葉タバコの買い上げ価格等について常に問題になつております。で、これはやはり農業經營全般を担当いたしております農林省の所管に移してやることが私は適當じゃないかと考えますので、ひとつよく大臣その他内閣におきまして相談いたしまして、この機会にひとつ善処いたしたいと思います。

○石原幹市郎君 最後にもう一つお尋ねいたしますが、農林省には農林水産技術会議という特殊の機構があつて、技術者の意向が非常に反映する組織もあるようあります。建設省、あるいは厚生省、行政では、やはり農業技術者という技術者ですね、技術者が非常に重い立場に相當なまきならんと、こう思ふのであります。建設省では林野庁がそうであります。まあ農林省では林野庁がそうでありまするというと、技術官が相当内局の局長等のポストを占めているわけでもないのじやないかということを前々から私思うのでありますけれども、そういうポストが一つぐらい内局にあってもいい



わたっておりますので、勧告を受けた郵政省としては、おそらく検討の段階ではないかと思うのでありますけれども、いつごろに大体その内容について報告をできるか、その段取りについてまずお伺いしたいと思います。

○説明員(大塚茂君) 今鋏意検討いたしておりまして、大体今月中くらいに郵政省としての回答を出ししたいというふうに考えております。

そくひとつ大臣にお伺いをいたしました。  
と思います。さきに行政管理庁の監察  
局から、行管設置法の二条十一号に基づ  
づきまして、郵政事業の経営監査の結果、勧告が  
出されております。この勧告に基づいて、実は行管長官と郵政大臣に、それぞれこの内容についてただ  
したいと思いましたが、行政管理庁長官が出席しておりませんので、郵政大臣に、その勧告の中の個々の問題とは別でありますけれども、大体根本にな  
る問題で少しお尋ねいたしたいと思う。  
ことに時間がないようですから、  
善処をしているとか研究中であるとか、こういったことはできるだけ抜きにしていただきまして、はつきりした  
ひとつ考え方をお聞きいたしたいと思う  
のです。

まず第一点は、私はこの勧告と同じように、郵政大臣の諸問二十四号で、事業改善に関する答申書が出ております。この二つの根底にあるものとして、当然この行政機構上考える必要があるのではないかという点で質問をし、さらにつきこの機構上の問題もさること

とながら、予算の問題と関係していくことですから、そういう点から解決する方法としては、郵政大臣としてどう考えるか、こういう点でお聞きしましたいと思う。ですから、あまりこまごましたした、あれはどうしたこれはどうした

「いや、つば聞きませんから。  
まあ、一番先にお伺いいたしたいの  
であります、確かに旅先の談話だつ  
たと思うのですけれども、新聞で私は  
大臣就任後の談話を聞きました。その  
ときこ、たまたまお指摘事項の中にもあ

るわけですが、経営者側はいたずらに九年の伝統を墨守して、革新的な管理方式とか技術とかを取り入れるに意っておつたのだ、こういう一節があり、さらに大臣は、大体他企業と郵政事業との格差について、これは面問題になつていて、それを解決するのにはすぐはできないけれども、少し時間をかねてやりたいのだ、こういふ

大臣談話室は実は見たわけです。そういう点から、私は一つとして、昭和二十四年の六月に、通信省という企業官厅が、郵政と電気通信官厅に分離されたわけだ。この事業が分離をした結果、私は、郵政事業には、今指摘をされているような、非常に他企業に劣つた状態が見受けられる。それから電気企業には、他企業よりか一歩進んだ状態が生れてきた。このことは、言いかえますと、その指摘事項にあるわけですが、郵便事業の経営形態、組織機構、財務会計制度、サービスの問題、いろいろな違いがこの点に出てきたんじやないか。もちろん逓信省が二本化されたということについては、當時もいろいろな論議されたことありますて、私

は、この電信電話事業が他企業よりか  
非常に進んだ企業形態を作らなければ

点について大臣の見解をこの際お聞きしたいと思います。

題だとは思います。しかし、私としては、この郵便事業というものは、やはり

○國務大臣(迫水久常君) 諸外国の例  
を見ましても、なるほど郵便と電信電話  
話とは大体共通でありますて、いわば  
諸外国でも電信電話の収入利益をもつ

て郵便のほうを補つてゐるといふことが多いうふふ聞いております。わが国ではそれを占領下に分けてしまつたのであります。が、分けたほうがよかつたかどうかという問題は、いろいろな見方もあるでしようが、これは既だ内なるもくじとつていていた時代もあるのでして、そんことを考えて、これを特別会計として独立したことは非常にいいことにして、要するに、独立採算制である、特  
別会計であると、かくことをフレコリド

産業経営にはどうしても欠くことのできない電話の発達といふものについて、分けたほうがよかつたのじゃないかなと実は私は思つてゐるのであります。もしそれが一緒で、電話のほうにあれだけ金が回らずに、郵便の赤のほうに回ってきて、ついにせんたつてお願いしてお詫しを得た郵便料金の直上りなどいろいろなことをできなかつたほうが、むしろ将来のためによいのではなかろうか、一般会計から金をもらってどうこうということは、これはいろいろ考えなければならぬし、そのときの事情等にもよるので十分けれども、今の立場で私は考えるといふと、独立採算制のほうがいい、こというふうに其ま思つてります。

かつたのじゃないかと思うのであります。この点はむしろ分けたほうが、今後も分けていくほうがいいのじゃないかという私は、感想を持つております。ただその結果、郵便事業のほうは非常に窮屈になつて、きたことは事実なんだとございまして、独立採算でやっていくという建前を堅持して参りますというと、労働賃金では、大体八〇%は人件費でありますから、この人件費がふえてくるに従いまして、場合によつては今すぐというわけではありませんありません。二、三年後の後には、また料金の改定という問題が起ころてくる可能性ということは非常に考えられるのであります。そういうふうな段階になつてきてどう考えるべきかということは、重大な一つの問題

○横川正市君 当面の問題としては、私はこの点おそらくそういう答弁をしきれないのだと思うのです。たゞお聞きは、四十七年に電電関係の第三次五年計画を遂行し、全国即時化の問題とか、それから三十八年までに料金の均一化とか、そういうものがやらかして、事実上設備投資の段階としては終わる。そうすれば次に起こってくるのは、通話料の値下げの問題等も私は当然起ころうくると思うのです。歴史的に見て、やはり郵便事業というのは、電話事業からの繰り入れ金で相当長時間まかなわれてきたという事実もあります。これを分離した結果、先ほどいましたように、郵政事業は、ほかの企業から比べると、ずっと水準が下がつてきました。ところが、電電企業だけは

ほかの水準よりはぐつと抜けて企業が発展した。このことを私は悪いというわけではない。悪いといふわけではないけれども、そういう一緒にしておいたほうが、将来起こってくるいわゆる料金改定その他めんどうな問題があるわけですが、それをしなくとも、なおかつ、企業といふものが經營していくのではないか、こういう見通しを一応立てて、当面は現行どおり經營していくてもいいだろう。しかし、将来は郵政と電通とは一本化して、前のように通信省的な形態にすべきではないか、私は考え方なわけです。ことに、その時期は昭和四十七年までに大体第三次五年計画は終わるわけです。が、四十二、三年ごろには企業統一の方向に向かっても、私は電話のサービス改善がそれに従つて速度が落ちるということはないと思うのです。そういう点で、郵政事業の劣つている点を大幅にカバーしていくこの機構上の改正ということになれば、一本化に対するものほうが非常に近道だ、こういうふうに思うわけですが、料金改定を大幅にして、収入を独立採算制でやれる程度に持つていかなければ、これはまた別の意味がありますよし、さらに、また公共事業の赤字に対して政府が一般会計から負担するといふなら、これはないわけですから、そういうふうにいならば、企業が一本化するほうが最も合理的的じやないか。しかも、他に例を見ない、二本建ての経営といふものはないわけですから、そういうふうに簡単でいいですから、もう一回お願ひいたします。

○國務大臣(迫水久常君) 私は、横川さんのお話を聞きますと、聞いているうちに全くそのとおりだと私もそういふわけですが、それをしなくとも、なおかつ、企業といふものが經營していくのではなく、こういう見通しを一応立てて、当面は現行どおり經營していくのもいいと思います。四十七年度から先のことは、ちょっと頭の中には少しそれは根本問題として勉強されていただきたく思います。四十七年度から先のことは、ちょっと頭の中にビジョンが今出てこない状態です。非常に理想的な考え方だし、よく勉強させていただきたいと思います。横川正市君 第二番目の問題なんですが、これもまた大臣の談話の中からなんありますが、根本問題でありますので、この際お聞きいたしておきたいたいと思いますが、それは郵政企業の中に、企業的に進んでおるとかおくれておるとかいうのではなくて、非常にマネリズムになつて、發展のしない部門として残されておるものには特定局制度といふものがあると思う。大臣の談話によると、自由任用とか局舎の私有ということは非常にいい方法なんだから、ぜひこれは存続していきたい正と、いうことになれば、一本化に対するものほうが非常に近道だ、こういうふうに思うわけですが、料金改定を大幅にして、収入を独立採算制でやれる程度に持つていかなければ、これはまた別の意味がありますよし、さらに、また公共事業の赤字に対して政府が一般会計から負担するといふなら、これはないわけですから、そういうふうにいならば、企業が一本化するほうが最も合理的的じやないか。しかも、他に例を見ない、二本建ての経営といふものはないわけですから、そういうふうにいふうに簡単にいいですから、もう一回お願ひいたします。

○國務大臣(迫水久常君) 私は、横川正市君 第二番目の問題なんですが、これもまた大臣の談話の中からなんありますが、根本問題でありますので、この際お聞きいたしておきたいたいと思いますが、それは郵政企業の中に、企業的に進んでおるとかおくれておるとかいうのではなくて、非常にマネリズムになつて、發展のしない部門として残されておるものには特定局制度といふものがあると思う。大臣の談話によると、自由任用とか局舎の私有ということは非常にいい方法なんだから、ぜひこれは存続していきたい正と、いうことになれば、一本化に対するものほうが非常に近道だ、こういうふうに思うわけですが、料金改定を大幅にして、収入を独立採算制でやれる程度に持つていかなければ、これはまた別の意味がありますよし、さらに、また公共事業の赤字に対して政府が一般会計から負担するといふなら、これはないわけですから、そういうふうにいふうに簡単にいいですから、もう一回お願ひいたします。

○國務大臣(迫水久常君) 私は、横川正市君 第二番目の問題なんですが、これもまた大臣の談話の中からなんありますが、根本問題でありますので、この際お聞きいたしておきたいたいと思います。横川正市君 第二番目の問題なんですが、これもまた大臣の談話の中からなんありますが、根本問題でありますので、この際お聞きいたしておきたいたいと思いますが、それは郵政企業の中に、企業的に進んでおるとかおくれておるとかいうのではなくて、非常にマネリズムになつて、發展のしない部門として残されておるものには特定局制度といふものがあると思う。大臣の談話によると、自由任用とか局舎の私有ということは非常にいい方法なんだから、ぜひこれは存続していきたい正と、いうことになれば、一本化に対するものほうが非常に近道だ、こういうふうに思うわけですが、料金改定を大幅にして、収入を独立採算制でやれる程度に持つていかなければ、これはまた別の意味がありますよし、さらに、また公共事業の赤字に対して政府が一般会計から負担するといふなら、これはないわけですから、そういうふうにいふうに簡単にいいですから、もう一回お願ひいたします。

○國務大臣(迫水久常君) 私は、横川正市君 第二番目の問題なんですが、これもまた大臣の談話の中からなんありますが、根本問題でありますので、この際お聞きいたしておきたいたいと思います。横川正市君 第二番目の問題なんですが、これもまた大臣の談話の中からなんありますが、根本問題でありますので、この際お聞きいたしておきたいたいと思いますが、それは郵政企業の中に、企業的に進んでおるとかおくれておるとかいうのではなくて、非常にマネリズムになつて、發展のしない部門として残されておるものには特定局制度といふものがあると思う。大臣の談話によると、自由任用とか局舎の私有ということは非常にいい方法なんだから、ぜひこれは存続していきたい正と、いうことになれば、一本化に対するものほうが非常に近道だ、こういうふうに思うわけですが、料金改定を大幅にして、収入を独立採算制でやれる程度に持つていかなければ、これはまた別の意味がありますよし、さらに、また公共事業の赤字に対して政府が一般会計から負担するといふなら、これはないわけですから、そういうふうにいふうに簡単にいいですから、もう一回お願ひいたします。

う事情といふものを見て、一休この制度がいいかどうかということを考えていただけば、ほんとうに実感としては、これはどうもいろいろうちに私はなるのじやないかと思う。ことに都市の特定局舎の問題については、ますます私は問題が出てくると思うのです。ことに郵便局舎が、他の金融機関と勘案して比較してごらんなさい。同じ金を扱っているのに、この窓口で、やはり国がバックだから信用するだけであつて、あれが個人なら、はなも引つかけないと思う。そういう状態に置かれているのを一体どうするか。結局企業がおくれているのは、九十年の伝統に何か依存し過ぎてしまつて、そうして改善をしなかつたところに、大きな理由がそういうところに私はあると思うのですよ。指摘事項としては、だから、これはまず課題としてぜひ検討していただきたいと思います。

る。こういう場合には、国鉄は案外すぐ返事を出すのです。ところが、どうもそのものか、鉄道郵便局の局舎の新築地、それから局舎の内装といふことになると、いい例が青森の鉄道郵便局であります。私がこの間行つたら、計画ははづかず、しかし鉄筋コンクリートだつたはずですが、郵政省は。それが木造の二階建てに変わつてゐるわけです。なぜ変わつたのだと言つたら、実は敷地内に鉄筋コンクリートの建物を建てさせないといふ問題がなぜ許されないかといふ問題です。これはもとまことに役所間の連係よりよほど重要な問題であります。鐵筋コンクリート建てのものがなぜ許されないかといふ問題が前に、私はこんなことがあっていいのかどうかと考へられないわけなんですね。きょう国鉄の関係の方も来ておらつておられるはずなんですが、あとでこの方には質問したいと思いますが、大臣から、大体役所間の問題として、これはどういうふうに今まで処理してきてたか、今までの処理は今言つたよりなつかたが、だから今後どういうふうにされるかだけ大臣から御答弁いただきたい。

○委員長(大谷謙之助君) 政府側出席の方を追加申し上げます。川島行政管理官長官のほかに、山口行政管理局長、原田行政監察局長、山崎日本国有鉄道管財部長、森旅客運輸課長以上の方々でございます。

○横川正市君 大臣は忙しいようですかから、もういいです。

統いて行政管理官長官にお尋ねをいたしたいのですが、先般監察局から、企業に対して非常に懇切な監査の結果が勧告されたよりであります。この勧告は、私は、組織法の十一条一項で、当然の行政管理官の仕事としてやられたものだと思うのであります。非常にことですから、実は相当権威を持つて、このことは郵政省に当然実施をしていただきと、こういうことで出されたものだと思うのであります。非常にあたりまえなことを聞くよつてありますけれども、最初その点について長官の御意見をひとつお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(川島正次郎君) 今回郵政省に対しましては、当該官庁に通達した勧告につきましては、当該官庁に通達をしまして、勧告案を実施することを勵行するように期待をいたしますし、また、そういう措置をとつております。今度の郵政問題につきましても同じでござります。

○横川正市君 そこで、ちょっと私、長官に、この際ですから、お聞きいたしておきたいと思うのですが、この監査勧告文の二ページの上段から六行目の中ほどから、「局長をして後顧の憂なからしめるためには、郵政局等上部よりの支援体制を総合一本化することも、局内においても、局をあげて支

援する態勢をつくる必要がある。」、郵政省は、御案内のように、現業官厅でありますとして、「支援する」とか「後顧の憂いをなからしめる」というのは、これは非常時に時代がかつた言い回しなのでありますして、ちょっと私は判断に苦しむ内容だと思うのですが、この意味をちょっとお聞きいたしたいと思うのです。

○國務大臣(川島正次郎君) 私は、この勧告をいたしましたときに、一応勧告文は見たのであります。これはまあおおまかに報告です。勧告文じゃないのですが、報告書ですかから、まあこういつもりでやつたのですが、各第一線の郵便局から、郵政省 郵政局一体になって牛久長がいろいろな問題で孤立されまして仕事をしていくのじゃ田舎にいかないでやつたのですが、各第一線の郵便局事に当たる、こういう意味に私はとつておるわけなんですが、もし「後顧」という文字について、何かこれを特に事例にあつた事例があれば、事例については別に御説明申し上げます。

○横川正市君 郵政省は、御案内のよ

うに、現業官厅であります。仕事をしなければいけない。ですから、その仕事がいろいろな意味で停滞したりとかしているという事情をお調べになつた方がいいのかな。まあ「後顧の憂いをなからしめる」ということはこういうことじゃないかと思うのですね。それほど現業官厅に重大な問題がありと行政本省が持ちなさい、まあ「後顧の憂いをなからしめる」ということはこういうことではないかと思うのですね。それほど管理官は見たのかどうか。すなわち、局長が局長業務をするには、本省や支局が骨を拾つてやるぞといふくらいの支援体制をやらなければ局内業務がどう

うもいかぬと、こういふうに監察された結果お考えになつたんですかと、こういふうに思つたのですが、私の考え方が間違つたと思つたのです。私は何回も読みますが、「局長をして後顧の憂ながらしめるためには、郵政局等上部よりの支援体制を総合一本化する」ようにしてと、いかにも現業官庁の中に仕事を遂行するにはたいへんな問題があつて、もう局長は命を的にしてやつている、あれじゃあかわいそうだ、だから何とか骨を拾つてやるような体制が必要じゃないかと、こういうふうに監察の結果判断されたのですかと、こう私はこの文章から受け取るものですからお聞きしているわけです。

○國務大臣(川島正次郎君) 「後顧の憂」という意味は、将来骨を拾つてやるからしつかりやれと、こういう意味じゃなくて、当面の問題を処置するに、局長一人じゃなしに、関係の郵政局の上役であるとか、あるいは郵政省の上官、あるいはその下の人間が一体となつて助けてやる、こういう意味であります。まして、当面の問題を処理するところの意味で、将来永久にお前は飯の食えるようにしてやるということを意味しているのじやないんであります。おそらくこの全体を読みますと、そういう個所が出てくるんじやないかと思うのです。

○横川正市君 そうすると、現場の局長というのは、これは局長の職務権限、それから、まあいわば当事者能力とか、それから、まあいわば人事権とか管理権といつて、いろいろなまあ局長としてのポ



きたいと思つております。郵便局長に人を得さえすれば、遅配の問題が全部これは万能薬で解決するというようなことは申しておりません。これは全部の勧告文を御通読いたければよくわかるわけでありまして、その他の管理条件であるとか、予算の問題、庁舎の問題、職場環境の問題、特に職員の待遇で、外勤職員が将来もつと希望を持つて仕事に打ち込めるような体制にしたらどうかとか、いろいろなことを総合的に申し上げたつもりでござります。ただ、私の見ました感じで、第一線の局長にはややまあしかられるかもしれません、ところてん式な人ががあつたという感じを持ったので、第一線の局長には、やはり資材を持たれるようについてを申し上げたわけでありまして、もとよりこのことは当然のことと言つたわけでございますが、しかし、局長に人さえ得ればこれが万能薬というふうに考えておるわけはないのでありますて、あととの勧告事項でいろいろな点を申し上げたつもりでございます。

たがつて、労使の人間関係がうまくいく  
かない限りは、なかなかこの根本問題  
はくすれないといふように、私ども問題  
題の核心はそこにあるといふことに目  
るわけでありまして、その点で、一方  
では、当然管理の作用としては、職場  
規律の保持というようなことは当然  
しつかりやついていたがなければなら  
ませんが、それはそれとして、また労  
使の関係にあたたかい話し合いの場と  
いうものをもつと積極的に持つていただき  
たいたらどうかということを申し上げ  
ているのが先ほどの報告の要旨でござ  
います。

○横川正市君 あまりこの問題でつべ  
こべ言ひ必要はないと思いますから、  
長官から一言だけ考え方だけをお聞きを  
したいと思います。

この選配問題が起つたので、行政  
組織上の欠陥その他もあるのではない  
かということで実際の監査をしてみ  
た。そのときに、この報告書を見ます  
と、大半が労使関係に触れられておつ  
て、機構組織上の問題については、あ  
まり少な過ぎるという感じを私はする  
わけなんですが、行政管理局として  
は、この労使問題に触れることは必要  
かもわかりませんけれども、それはど  
うエートをおかなくてよかつたのでは  
ないか。将来のこともあるわけですから  
らお聞きしたいわけありますけれども  
も、もっと行政組織上の問題の根本問  
題に触れて実際上の監査をして、報告を  
すべきではなかつたか、こう思うので  
ありますけれども、長官の御意見をひ  
とつお聞きしたいと思います。

ますが、同時に、運営の問題、労務關係、人事管理等もあわせて監察をいたしましたし、行政機構と一本にして万々方に構を期しているわけあります。行政機構だけでは必ずしも目的を達しらるたないのありますから、行政機構はむろんありますが、あわせて今申し上げたようなことを常に監察いたしております。

○横川正市君 そこで、郵政次官に聞いておきたいと思うのでありますけれども、おそらくこれは文書で報告をさするでしょうが、ちょっとお聞きいたしたいと思われます。それが、行管課の勧告では、「郵便事務の正常運行を確保するためには、管理者の適否が決定的要素となるものと思われる。」これは一ページ上段ですね。それから、「近年企業管理者としての自信と意識の統一を図る要がある。」と述べていますが、これはどういう具体的な方法をとりになるのか。まあここで直接お聞きするのは無理かもしれませんけれども、今月内に答弁をされるようですかね、この際ひとつお聞きしておきたいと思います。

業に悪影響する人事だと思います。私は、きわめて古くはありませんけれども、もしさういうようなことをとるならば、事務員と事務官とを撤廃すべきである、そういうよろな制度が何ら現存する理由がないのに、それがなぜ、はり役所の一つの方式としてあるわけですから、それがあるならば、順当に私はこれは任用していくべきがほんとうじやないかと思っております。まあこれは答弁は要りませんけれども、ひとつ参考にしていただきたい。

それから第三問としては、局長としてこの後継の要いながらしめるために、郵政局の上部から支援体制をやれという問題なんですが、これはどういう具体的な方法がありますか。

○説明員(大塚茂君)　まあ現業局長は一人でございますが、その下に課長が何人かいるわけでござりますけれども、統率する従業員に対しまして、比率は非常に低いものでござりますので、これはやはりできるだけ上部の機関から支援をする必要があるというふうに考えまして、実は調査官といふよななものによるパトロール制、あるいは特に業務運行困難な局に対しましては、臨時に次長を置くというよなう事柄等を講じまして現在でも助けています。また、郵政局あるいは本省の段階におきましても、それぞれ事業別のラインがござりますけれども、その間の連絡を密にいたしまして、力を総合化して、一本になつて指揮命令等を行なって、そして現業局長に右顧左眄するところなく、その命令に従つてやれるといふようなやり方というよなものを考へているわけでございます。

○横川正市君 実は、問題が非常にあらうに少し時間が急がれていますから、二回、三回と質問ができませんので、なるべく簡略にやりますけれども、その点はひとつ委員長で御采配いたただきたい。

私は、先ほど行管にもお聞きをいたしましたのですけれども、組織上の問題で臨時的なものが唐突として入ってくることは、系列的に動いてる企業に非常に異常な刺激を与えることにならないか。そうではなくに、もっと合理的に、恒久的に考えられた方法というものが企業の中にスマーズに入つていくことの方が企業経営のためには非常にいいのではないか。こういうふうに見るのはどうむずかしい問題ではないと思うのです。そこで、もつと合理的な方法で、スマーズに、しかも異様な感じを与えないで入っていくかといふ配慮が必要なんではないかと思つておりますので、この点はひとつ今の方法がいいか悪いいかなどの点については、実際に業務成績が上がっているか上がっておらないかに判断があるものと思いますけれども、さらにひとつ検討していただきたい問題として問題提起いたしておきたいと思います。

それから、この勧告の中に、今の方で指摘をいたしましたような労使協調精神云々という項目があつて、いろいろ行管としての考え方方が述べられてゐるわけですが、郵政では今監察当局の動員をばかりまして、これはおそらく開闢以来というか、行政機構始まつて以来の大できごとであろうと

思ひのでありますけれども、通称ト ラック部隊と言われておるわけですが、そういうよろくなものが現場に入つて、いくことによつて効果が上がつてゐると判断されて いますか。

○説明員(大塚茂君) これは部内の局等についても、まあトラック部隊といふのは何でありまして、私どもは特別 考査、あるいは特別監査といふことで、特に問題の多い局につきまして、 従来の悪い慣行を直すといふような場合には、現業局の管理者だけの力では足りぬというときに、そういう組織を 活用いたしまして指導しておるというわけでござりますが、現在までやりましたところでは、非常に効果を上げておるというふうに私ども考えております。

○横川正市君 いつまで続けるのですか。

○説明員(大塚茂君) まずかしい問題がなくなるまでやはりやらなければいけぬというふうに考えております。

○横川正市君 組織の上に乗つかつて、当面国民にサービスを提供する最大の責任があるわけですが、これは前の大金大臣は、通信委員会では、先に郵便法の改正が行なわれた時期といふうに答弁をしておるようであります。事務次官としてはいつごろまでに片づくまでは、われわれとしてできるだけの手段を講じて参らなければいかぬというふうに考えておるわけであります。

○横川正市君 これは大臣から答弁を  
いただきたいところでありますけれども、私は、トラック部隊と称する方法も、そういうのは効果を上げておらないと思つてゐるのです。あれは一時的に表面上のかさぶたを作る程度のものであつて、中のうみはとれていかぬと思う。ほんとうに直すといらのならば、これはやはり別の方法があるのでないか、こう思つておりますから、その点はほんとうはもつと触れたいところですが、他に時間を譲りたいと思ひます。すみやかにこういふようなことが機構上も必要でなくなるようにしていただきたいと思います。

それから、さつきちょっと大臣に質問をいたしましたことなんでありますけれども、国鉄の係官の方にちょっと御質問いたしたいと思います。国鉄では、国鉄所有の用地内の建物について、たとえばサービス上必要とする食堂、それから一時預り、それから一時駐車、その他いろいろ仕事があるのであります。が、そういうものと郵便事業とウエートの置き方としてはどちらを重点にウエートを置いておりますか。

○説明員(山崎武君) どちらにウエートを置くかとおっしゃいますと、私は郵便物の運送の方にやはり重点を置くべきだと思つております。もちろん駅の構内で、旅客、公衆に必要な、いろいろな旅行に必要なある程度の品物を売るということも、これはサービス上非常に重要なことでもありますけれども、一般貸付の点から考えますと、郵便物につきましては、郵便物運送委託法がござります。私の方としましては、運送する郵便物の積みおりし、保管、その後取り扱いのために必要な鉄道用地と

いろいろのにつきましては、使用に供するという法がございまして、当然どういう場所が最も郵便物を積みやすいかという点につきましては、最も便利な所をお話し合いをしてお貸しするようになります。今までその点につきまして、私として、いざこざがあつたといふことはあまり聞いておりませんで  
す。

○横川正市君　国鉄さんは、国鉄さんの仕事がきわめて重要なんでありますて、ただそれと付隨しているわけではありますん。仕事の一部としていろいろなものがあるわけですから、そういう意味では、おそらく今言われたようなことがあなたの方でとっている方針だらうと思ふ。

そこでお伺いしたいのは、あなたの用地内に他の建造物が建てられる場合に、あなたの方の所有以外の建造物は、これは木造建造物でなければならぬという何か方針があるわけです  
ね。

○説明員(山崎武君)　一つ方針がござります。申しますのは、国鉄の用地は国の用地でござります。現在お貸ししておりますのは、将来事によると国鉄で使用するかも知れない。いわゆる国有財産法におきますところの行政財産に類するものと私は思つております。それで、現在の規定で、国鉄が将来使うちもしらん大事な場所であるけれども、しかし、使用、収益を妨げない範囲においてはお貸しをする。しかし、そのかわり、将来もくらうの線路を敷くとか、あるいは駅舎を作るとかいうふうな場合に、一般改良計画でもつて立ちのきを願う場合が非常にあるわけ

でございます。これは過去三年間に土地、建物、高架下全部合せまして、非常に小さいものも入れますと、約七千件ございます。その場合、立ちのきをする場合には、立ちのきされる方が自分の費用で無償でもって立ちのきされることはござります。そういうことになつておるわけござります。

ところが、駅の構内のように非常に重要な場所でござりますと、五年、十年先の計画といふものはまだはつきりしておりませんで、すけれども、その場所に堅固な建物を建てていただきますと、そういう改良計画のときにはじやまになるわけでござります。

いつでも立ちのきますといいまして、五階、八階の鉄筋コンクリートの建物を直ちにこわしてよそへ移転しますということは、なかなかむずかしいわけでござります。そういうような場所は、私どもの方としましては、いわゆる鉄筋コンクリートを主といたしました永久建造物と申しておるのでございますが、それは建てていただきたくないという方針であります。蛇足かもしけませんけれども、各地方の郵便局にお貸ししております国鉄構内の用地は、全部で百七十件くらいでございますが、ほとんど木造になつております。別にこれは木造とは限つております。別にこれは木造とは限つません。ブロック建てでもけつこうでございますが、いつでも改良計画のときにもう少し冷遇されているんじゃないのか、こういう状況が非常に多いのです。

それで、最後にお聞きしたいのは、あなたのはうでは、支社ですか、たとえれば本社に対し支社ですね。こういいう問題は支社が権限ですか、本社の権限ですか。

○横川正市君 国鉄の永久建築の建物は、堅固な建物は六十年くらいだと

いかように堅固な建物をお建て下さつ思つておりますが。

てもかまわない、そういう方針でいるわけでございます。

○横川正市君 必要でないといふ土地の売却をする場合の国鉄の年次計画と、いうのは、何年程度先を見て年次計画を立てるわけですか。

○説明員(山崎武君) これはなかなかむずかしい御質問だと存じます。私のほうとしましては、五ヵ年計画とか、あるいは第二次五ヵ年計画と申しまして、十年、十五年先を見なければならぬ点もございますが、ただ、これは私もここで申し上げるべきでない、と思いますが、私の部でやつてあるわけではございませんが、いろいろ改良計画とか運転、営業のほうでいろいろ計画を立てているわけでございます。それで、外部の方がこの土地を貸してもらいたいというときに、十年くらい以内に計画があるのかどうかということを協議しているわけでございます。十年先の計画がないのは、これは必要でないんじやないか。こういふ言い方があります。ただ、場所等によりましては、線路と線路の間に建物を建てたいといふのもござります。これは十年、十五年出で参ります。それは計画とは関係なしに、土地の大体の模様を見ましても、線路を絶えず直すという場合は、食堂屋さんよりか郵便局のところは、食堂屋さんよりか郵便局のほうが少し冷遇されているんじゃないのか、こういふ感じを受けるようになります。

○横川正市君 ちょっと最初の方針で

は私もきくとしたわけですが、あなたのはうでは十年くらいの計画が立ち、

トの永久建築でございますと、これ

自分のはうでは約六十年の建築物が建

てられて、なおかつ、輸送については

便所を提供したいという方針があ

れば、おのずと計画といふものはでき

るんじゃないかと思う。その場合に、

國の損失上の問題からいましても、

木造建築がいいか、あるいは鉄筋コン

クリートを建てたらいいかといふこと

は、これはおそらく鉄筋コンクリート

化といふことのほうが今とりつある

方針だと思う。実際に、聞いておりま

すと、つじつまが合わないのでありますけれども、私たち全国あちこち行つ

てみまして、鉄道用地の中における鉄

道郵便の取扱事務所、あるいは郵便

局、そういうものの立地条件、それ

からスペース、施設の局舎、こういつ

た点できわめて狹隘である。いずれを

とつてみましても、あなたのほうと話

し合いをしなければならない問題ばかり

のようです。どうもこれは見ていた

ところは、食堂屋さんよりか郵便局の

ほうが少し冷遇されているんじゃない

か、こういふ感じを受けるよう

な状況が非常に多いのです。

○説明員(山崎武君) 権限は差がござ

いませんけれども、あなたにちよつ

とお願ひしておきますが、おそらくこれ

は地域的考慮といふのがあつては、

地元の考慮といふのがあつては、

かえつてじやまになります。ですか

ら、ほんとうに人事をやるとすれば、

私は、ある程度住宅問題を解決してお

く必要があるのではないか。これがま

あ一つ。

それからもう一つは、一般の職員住

宅ですが、これまで全体の数からいき

ますと、きわめて僅少です。もう共済

住宅ふん取り合いといふのが起こつて

いるわけです。これも早期に私は解決

ります。ただ、先ほど御答弁いたしましたような、いわゆる鉄筋コンクリートの作業場ないしは局舎を建てる場合に、あなたのほうでは年次計画を立てておられますから、十年で不要土地については売却するというような考

え方を持っています。そのことと自体でも郵

便の配達に非常な遅延状態が出てきて

おります。この点はひとつひ協

力をしていただき、あなたのはう

から上司の方にもお伝えいただきた

い。どうもありがとうございました。

それから郵政事務次官に、職員の住

宅問題でちょっとお聞きしたいと思う

のですが、人事の問題と付随して、非

常に住宅問題が深刻であることは、終

戦以来、ずっと何といいますか、重要

問題として出ているわけなんですが、

郵政省としては、何か私の聞いたので

は、主事以上は、主任から主事にする

場合には、同一局ではしないで、他局

に転任させるというような方法をとっ

ているようですが、これはおそらく住

宅事情もあって地域的な状況を考慮さ

れていると思うのです。しかし、まあ

非常にいい人事をするためには、これ

は地域的考慮といふのがあつては、

かえつてじやまになります。ですか

ら、ほんとうに人事をやるとすれば、

私は、ある程度住宅問題を解決してお

く必要があるのではないか。これがま

あ一つ。

それからもう一つは、一般の職員住

宅ですが、これまで全体の数からいき

ますと、きわめて僅少です。もう共済

住宅ふん取り合いといふのが起こつて

いるわけです。これも早期に私は解決

しておきました。

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○横川正市君 きょうは運輸大臣ではありますけれども、あなたにちよつ

とお願いしておきますが、おそらくこれ

は、あなたのはうでは、支社ですか、たと

えば本社に対し支社ですね。こうい

う問題は支社が権限ですか、本社の権

限ですか。

○説明員(山崎武君) 権限は差がござ

いませんけれども、あなたにちよつと

お願いしておきますが、おそらくこれ

は、あなたのはうでは、支社ですか、たと

えば本社に対し支社ですね。こうい

う問題は支社が権限ですか、本社の権

限ですか。

○横川正市君 きょうは運輸大臣では

ありますけれども、あなたにちよつと

お願いしておきますが、おそらくこれ

は、あなたのはうでは、支社ですか、たと

えば本社に対し支社ですね。こうい

う問題は支社が権限ですか、本社の権

限ですか。

○委員長(大谷藤之助君) ちよつと速

記とめて。

【速記中止】

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○横川正市君 きょうは運輸大臣では

ありませんけれども、あなたにちよつと

お願いしておきますが、おそらくこれ

は、あなたのはうでは、支社ですか、たと

えば本社に対し支社ですね。こうい

う問題は支社が権限ですか、本社の権

限ですか。



事務としての申告件数の増加割合を言つたわけです。貿易量としましては、それを上回る程度の、額としては上昇を示しております。貿易額で申し上げますと、輸出入の合計で申し上げまして、ここ二、三年でよろしくございます。

○山本伊三郎君 三十四年から本年まで、三十六年はわかっているところです……。

○説明員(総務省) 三十四年が、貿易額で二兆五千三百九十七億円であります。円で申し上げております。これは輸出入の合計であります。三十五年が三兆七百七十三億円。ただいま申し上げておりますのは曆年で申し上げております。それから三十六年は一月から六月までの半年間で一兆六千九百九十九億円。

それから地域別、品目別であります。が、ちょっとと手元に輸入のほうの数字だけを実は用意して参りましたので、輸入で大体の趨勢を申し上げたいと思ひます。それが商品別の類別で申し上げますと、これはたいへん恐縮であります。一応ドルで出してありますので、金額で申し上げますよりも、大よその伸び工合といふもので申し上げます。これで見ますと、食料が一三%というふうに、比率としては下がっております。それが、いわゆる原料品であります。これは三十四年の全体の比率の中でも五八・六%、三十六年の一一八月中で五七・六%、の計で申し上げますと五七・六%です。

それから、いわゆる原料品であります。これは三十四年の全体の比率の中で五八・六%、三十六年の一一八月中で五七・六%、の計で申し上げますと五七・六%です。

それから、いわゆる半成品であります。これが三十四年では全体の中で一〇・三%であります。これが三十六年では一二・三%、それから年一一八月には一二・三%、それから年一一八月には一〇・八%、これが三十六年の一一八月では一六・八%、大体この商品類別で申し上げますと、だいたいの数字で申しますと、ソ連邦からの輸入が、三四年で三千九百四十九万一千ドルで減つて参りました。半成品ないしは完成品の率が伸びておるといふような趨勢になつております。

それから次に、これを市場別に見ますと、同じじように三十四年とく最も近であります三十六年一一八月、これをながめてみると、輸入では、東南アジアを含めましたいわゆるアジア地域、アジア州、これが全体の中で三二・五%を占めております。三十四年であります。それから三十六年の一一八月でこれをとりますと二七・五%、アジア地域の比重が落ちておるというような数字になっております。ヨーロッパで申し上げますと、ヨーロッパ市場は三十四年で一〇・一%でありますものが、三十六年の一一八月では一一・二%と若干伸びております。それから北米であります。三十四年で四五・四%、これが三十六年の一一八月では四四・五%、ヨーロッパ同様にふえて参つております。その他は大差はないません。したがいまして、商品の類別と市場別を総合して考えてみますと、食料、原料といつたようなものが伸びが落ちておる。これはアジア地域の貿易輸入が減つておるという形になつて参らうかと思ひます。半成品ないし完成品が伸びておるといふこと

は、ヨーロッパないし北米からの輸入があがえている。商品類別、市場別をかみ合わせますと、大体そういう趨勢になります。

○山本伊三郎君 共産圏のはわかりますか、一括して。

○説明員(総務省) ちょっとと比率が今ここに出ておりませんが、額で申し上げますと、ソ連邦からの輸入が、三四年で三十五年にはこれが八千七百二十万五千ドルというようになります。それから三十六年の一一八月で申し上げますと、ソ連邦からの輸入が八千七百三十万七千ドル、これは一一八月の累計でございます。

それから、いま一つ中国でございますが、中国からの輸入が、三十四年で一千八百九十一万七千ドル、これは非常に落ちておる時期であります。それから三十五年になりますと二千七十二万九千ドル、三十六年の一一八月で一千七百五十一万ドル、大体共産圏のおもな国でありますソ連、中共関係からの輸入は、大体……。

○山本伊三郎君 これは全部輸入実績ですが、輸出はわかりませんか。

○説明員(総務省) ただいまの共産圏からの輸出で申し上げますと……。

○説明員(総務省) 市場別で輸出を

これが三十六年の一一八月でありますと、三八・九%であります。輸出の全体の中での比重であります。それからヨーロッパ州が三十四年で一〇・八%、三十六年の一一八月では一三・四%であります。

○説明員(総務省) この関税局の業務は非常に多くなつておるといいますか、複雑になつたということで、関税局といふ必要性があると思うのです。出先の関係ですが、出先の機構はもう依然として現在のままでいらっしゃいますか。

○説明員(総務省) 今回御審議いたしましたが、出先での変更は、従来税關の機構としまして、官房、監視部、業務部、鑑査部、これだけあつたわけであります。その官房を今回は総務部制に改めたのであります。

○説明員(総務省) この輸入量とか輸出

量がいろいろふえてきておるという関係から見ると、もちろん本省関係の関税局の昇格ということもある程度必要だといふ意味もわかるのですが、むしろ出先の業務といふものが非常に多くなると思うのですが、官房を総務部といたるのに変えただけでいいけるのだ、それはどうですか。

○説明員(総務省) あなたのほうからお聞きしたのですが、大蔵省ですから、財政を握つておる所ですから、人員をふやすのにはわけないと思うのですが、程度定員の増加をはかつてもらわなければなるまい、かよう考へております。

○説明員(総務省) あなたほんから

ういうことが出るだらうと予期して質問したのですが、大蔵省ですから、財政を握つておる所ですから、人員をふやすのにはわけないと思うのですが、非常に税事務でいろいろと渉渉をしておるということを聞くのです。そういう点で、私も実は関税に入つて調べたわけじゃないのですが、いろいろ業者から聞くと、非常に問題があるようになってくるのです。そういう点で、本年どこのくらい、去年からことし、どれくらいの人員をふやして、その事務の円滑化をはかられておるか、ちょっととわかつたら知らしていただきたい。

○説明員(総務省) 三十五年度と三

十六年度を比較いたしますと、約四百名の増加をいたしております。税關の定員が、大体今のところ、三十六年度で六千六百人といふことになつておりますが、三十四年で三三・七%、これが三十六年の一一八月でありますと、このままでは、こういう変化の進展に伴つて業務のこういう変わることで、官房を総務部といたる方をするということを申し上げたわら、いかぬよろんな気がする。それはどうですか。

○説明員(総務省) 先ほど私自由化でありますと、税關で仕事の増加いたしますことは、いわゆる輸出入の申告件数の処理、そういふいた現場のいわゆる通関事務になる。これにつきましては、もつぱら人手をあやすといふことが先決になります。

○説明員(総務省) アジア州の占めが三十六年の一一八月でありますと、三八・九%であります。輸出の全体の中での比重であります。それからヨーロッパ州が三十四年で一〇・八%、三十六年の一一八月では一三・四%であります。



○國務大臣(水田三喜男君)さつき申しました在勤俸の問題も、私どもは、来年度予算で検討しなければならぬ問題だと思つておりますので、したがつて、この問題も、そういう方向で今検討しております。

○鶴園哲夫君 俗稱旅費法といわれておりますこの國家公務員等の旅費に関する法律、これの附則の第六号を見ますと、「国会閉会中において、外國為替相場の変動、物価の改訂等の事由により緊急に旅費の定額を改訂する必要を生じたときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、政令をもつて臨時に旅費の定額を改訂することができます」。こういうふうになつておるわけですが、この趣旨は、つまり緊急に旅費といふものは実費といふような原則に立つておりますので、できるだけ、かなりだけ彈力性を持たして運営していくこうという趣旨だらうと思います。先ほど申し上げましたように、趣旨から少しこれは、この六号は当てはまらないような感じも受ける。たとえば外國為替相場の変動とか、あるいは物価の改訂、この改訂といふ言葉を見ますと、そぐわない面もあるうと思ひますが、しかし趣旨は、今申し上げたような弾力性を持たして改訂できるといふうにしてあるのじやなからうかと思います。ある意味では、五年五ヶ月の間据え置いたわけですし、その間に物価が一六%も上がつていて、いよいよ緊急に改訂する必要がある。それがまたできるようならうか、こういうふうに思つて、今は思つております。したがいまして、今、大臣の御答弁の中にあります

た——これは外國旅費の問題だらうと思いますが、旅費法の中には外國旅費を含んでおりますから、外國の諸事情についての資料等について十分でないという御見解だらうと思いますが、いづれにいたしましても、彈力性を持たして運営するという趣旨だらうと思ひますので、すみやかにひとつ今度の通常国会でお出しになるよう必要をいたしまして、ただいま大臣の御答弁だと、どうもこの通常国会にお出しになるお考えのようですが、間違ひありませんでしょらか。

○國務大臣(水田三喜男君) そういう方向で今研究しております。

○鶴園哲夫君 そこで、若干この定額の問題について申し上げておきまます、この日当は、先ほど総理大臣が四百七十円、國務大臣が四百二十円というふうに申し上げましたが、これは、旅費法によりますと、総理大臣から七等級のところまで、九段階に日当を区分しております。そうして一番下の七等級のところ、八等級のところ、これを計算をいたしましてこれが二百三十円、その上にこの九段階で格差をつけまして積み上げまして、國務大臣が四百七十円、そうして総理大臣が五百二十円と、こういうふうにずっとなつておるわけあります。この二百三十円というのは、だれがどう見ましても非常に低過ぎるといふうに思つてます。二百三十円の内訳は、私の考えでは、百円は昼食費だ、との百円は出張先におけるところの車賃、そして三十九円はバット一個だ。雜費と

しましてね。そういうふうに私は考へているわけです。ほんとに類似したものだらうと思うのです。ですから、それで、見知らぬ人たちは非常に神經を緊張しまして話をしたり、調査をしたり、折衝をしたりする。そういう意味で、精せい仕事をしてもらわなければならぬから、昼食にヨーヨーの一ぱいぐらい入れたっていいじゃないかというふうに思つてますと、車賃ももつと考えなければならぬじゃないか。バットの一個じゃなくて、いこいの一個くらいあつてもいいじゃないか、こまかくなりますがね。そういう意味で、二百三十円といふものを私は四百五十円程度に引き上げるべきじゃないかと、これらどもね。そこで、日当といふのはどうにも低過ぎる。この点について伺いたいと思うのですが、

○國務大臣(水田三喜男君) 非常にむずかしい問題でございまして、今、公務員の旅費だけの問題じゃございませんので、各部門にたくさん同じようなことがございまして、たとえば、国会で証人として呼んだり公述人として呼ばれますと、一日の時間を、朝呼ばれましても三割引き上げている。そのときの物価の値上がりは一二%、今回は一六%と上がつておりますが、もつて思つておられるのですがね。前の改訂しましたときは、約三割引き上げているのですよ。調べてみると、四年据え置まして三割引き上げている。そのときの問題が出てきますし、また、政府の審議会の中にも三百円といふ報酬もござりますし、非常に古いときに始めた規定でござりますから、こういうものの引張つておくのは何だといふうな問題が出でますし、また、政府の審議会の中にも三百円といふ報酬もござりますが、日当と同じように、やはり宿泊の問題なり、あるいは車賃の問題なり、移転料の問題なり、同じような低い予算にあるわけです。たとえば車賃でありますと、一キロ四円といふ金額であります。ただし、バスを使うにしまして、車の問題がありますが、バスを使つて問題がありますのは、日当に格差があるも、一キロ四円はどうにもならぬ。額の問題はいずれにも共通しておりますが、もう一ついざれにも共通して問題がありますのは、日当に格差があるわけですね。九段階に分かれておりますが、やはりどこかに問題がありますが、

ますし、これは、やはり全体をもう一併統一して、見直して、均衡をとりながら考へなければならぬ問題だらうと思いますので、ひとり旅費問題だけではありません。非常にいろいろな問題もありますが、しかし、少なくとも法定で支給する日当、宿泊料を見直すと、はなはだ僅少です。國會議員の議員派遣旅費、これは日当、宿泊を含めまして二千六百円です。これではどうにもならないのですね。日当はどうやらわなればならぬから、やはり懇談の会食をしなければならない。夜はまた懇談の会食をしなければならない。それにしましても、普通大体どこに行きましたも、一千五百円程度といふのがその宿泊料、朝の食事費を入れますと三千円といふことにしまって、それにして、普段どもも相当低くて、実際に出られないと、いつだけじゃなくて、全体としてもやはり懇談の会食をしなければならない。夜はまた懇談の会食をしなければならない。それにして、日当といふのはどうにも低過ぎる。この点について伺いたいと思うのです。

○鶴園哲夫君 大臣の時間が参つたようあります。これは、日当が非常に低過ぎる。低いじゃないか。これは、そのほかの全体のいろいろの政府が出すます日当とも相互関係がありますし、均衡をとらなければならぬといふことはわかります。たとえば車賃も日当と同じように、やはり宿泊の問題なり、あるいは車賃の問題なり、移転料の問題なり、同じような低い予算にあるわけです。たとえば車賃でありますと、一キロ四円といふ金額であります。ただし、バスを使うにしまして、車の問題がありますが、バスを使つて問題がありますのは、日当に格差があるも、一キロ四円はどうにもならぬ。額の問題はいずれにも共通しておりますが、もう一ついざれにも共通して問題がありますのは、日当に格差があるわけですね。九段階に分かれておりますが、やはりどこかに問題がありますが、

かれまして格差があります。これは、移転料にも同じような格差がある。それから、宿泊料にも同じように格差をつけております。その格差について、私は大臣に聞いておいていただきたいのであります。課長と次官、三等級と一等級との日当の格差ですね。これなんですね、四等級と三等級との間の格差ですね。これは実に五十円四十円の格差がある。それから課長と次官との間に四十円の格差しかないという、どうもこの格差があまりに三等級と四等級との間がひど過ぎやしないかといふふうに思ひます。それから今度は、四等と五等ですね。四等といいますと、班長あるいは課長補佐ですか、それと係長との間の格差、これが四十円なんですね。どうも係長と班長といいますのは同僚的な感じのこところなんですが、四十円の格差があつて、次官と課長との間が四十円の格差といふのでは、四等と五等との間の格差も非常に大き過ぎるといふふうに思つておる。この格差は、宿泊料についても移転料につきましても、それからその他についても全く同じ、こういう格差のつけ方なんですね。これについては、今度改正をされます場合は、ぜひこの格差ができるだけ縮めて下さり。課長と一番下になつております七等級との間の格差、これは百五十円といふ格差です。そして課長と総理大臣との間の格差、これが百四十円です。ですから、課というのは、行政機構の中で、行政運営の中核になるわけです。いろいろな立案をするにいたしましても、あるいは予算なり法律を執行するにいたしましても、行政機関の中核

になる。そして課長を中心にして課員といふものがまとまっているわけです。その場合に、七等級と課長との間に百五十円という格差があつて、課長と總理大臣よりもまだ格差が開いているというような、こういうやり方では、課の中における融和といひますか、そういうものをとりにくいのじやないだらうかと思つておりますのですがね。で、給与とこれは違うわけでありますから、実費を原則とした日當であるわけでありますから、その場合に、あまりにも課長と七等級との間に、一體になつて動いてゐる、あるいは一緒になつて動いている間に、非常に差があり過ぎる。さらに、三等と四等との間の差があまりにもでか過ぎる。四等と五等との間があまりにもでか過ぎる。こういう点をひとつ認識をいただいて、できるだけこの間の格差を縮めるような御努力を願いたいと思つておりますが、その点について伺いたいと思います。

どういう考え方か。関税の行政というものが、日本の外国貿易とか、そういう通商上の問題として関税の行政は重きをなしておるのか。日本の財源という問題から重きをなしていると見るのか。この点一つ承っておきたい。

○國務大臣(水田三喜男君) これは、無論日本の貿易といふ立場から考へるべき問題だと思っております。

○山本伊三郎君 それは、今度の主税局と分離するというのは、そこにも一つの考え方があったのでしょうか。これは全然別であるか。これも念のためにおよつと。

○國務大臣(水田三喜男君) それは当然でございまして、さつき税務部長から説明されましたように、税の分類表にしましても、貿易構造といふものが変わつて、いろいろ高度化してくれば、それに対応して、この品目も、今までの九百品目といふものが二千品目というふうになつてきますし、今後そういう傾向といふものはもつと大きくなるでございましょうし、そういうやはり貿易の実態の変化といふものに応じて対応できる機構をとらなければなりませんし、したがつて関税の事務と、今度は関税政策的にそういうものを常に取り扱つている部局ができる、ということ支障をきたしますので、そういう意味において今回の機構改革をやつたということでございますので、中心はやはり輸出入の実情あるいは増加していくものに対応する措置としての措置でございますので、今度の処置は、十分そういう趣旨を考えた次第でございます。

○山本伊三郎君 もう一つだけ。そうすると、今後関税の改訂その他、やは

○山本伊三郎君 大体関税局昇格の大  
蔵省当局の考え方が一応大づかみにわ  
かつたのですが、しかし、われわれと  
して考えるのに、局を無制限にふやす  
ということは基本的に反対なんです。  
しかし、理由のあるものまでも、これ  
は反対するわけにいかないのですが、  
最近部局をふやす各省が非常に多く  
なってきてる。もちろん必要である  
からということあります。必要だ  
といえば、どれもこれも必要だと思う  
のですが、先ほどのいろいろの説明を  
聞きますと、貿易高の增高状態が非常  
にあえている。いろいろ政策の面も今  
大臣に聞きましたが、そういう点もあ  
ると思うのですが、決して関税部でや  
れないことも私はないと思うのです。  
量があえたら、これは、先ほど言われ  
たように、人さえふやせばこれは解決  
する問題、政策面にしても、局にしな  
いからといって、そう極端に政策面に  
おいて障害があるとも思わないのです  
が、この点、どうも私は納得ができない  
のです。先ほどからいろいろ聞いて  
おりまするが、この点について、まあ  
蛇足でありまするが、ここがこうだと  
いう、具体的に、これは局にせんと、  
大蔵省内部の行政上どうしてもいかぬ  
のだといきめ手のやうなものがどこ  
にあるのか、政策面と言われても大ま  
かなことであります。どういう点が必  
要であるかということを、ひとつ簡潔  
に急所だけばんと言えませんか。

は、私どももやりたくないございませんで、この三十六年度の予算編成では、各省からこういう希望が出ましたので、これを最小限度にしほるという方針で、私のほうでも、予算編成当局としても意見を述べますし、特にこれは政府側で統一してもらわなければならぬという必要がございましたので、行政管理庁の問題に移して、あすこの審査を経て、どうしても必要と認めるものに限定しようという方針をとりまして、結局四つでしたか、五つでしたかの設置法改正をきめたといいきさつでございますので、まあ實際は、大蔵省も、一番最初は、よそはそろであつても、元締めである大蔵省だけはこのままでやる方法はないかということを私もすいぶん部内で研究させましてやつた結果、どうしてもやはりこれが必要なだといふ意見になつて、行政管理庁へ出し、行政管理庁もそれを認め、大蔵それから建設省その他二つぐらいの官庁のこれをきめたといいきさつでございますので、この点は御了承願いたいと思います。じゃ、大蔵省としてなぜ要るのかといふのは、官房長からお答えいたさせます。

税關部長の決裁を経ましたものに、主税局長がこれをまた決裁しておるわけであります。ところが、御存じのよう、主税局長はほとんど内國税にかかりつきりのよう、内輪話でございますが、実情でござります。内國税だけにしまして、あれだけの膨大な体系と仕事を持つております。しかし、形式上その下に税關部あるとか、その他関係だけでも相当大きな膨大な税の仕事をかかえております。しかしながら、形上その下に税關部というのがやはり入っておりますから、相当實的に異なる税關行政で、一応税關部限りでは決済できませんの事で、主税局長がまたこれを一々見なければならぬ。これは、ある仕事の量といふ段階ではそれで押えてきたわが、実は大蔵省の立場もございまして、機構につきましては相当圧縮しておられます。過去におきました進駐軍が、御承知のように、各國はみんな税關もしくはそれ以上の機構を持ておりますので、たとえば司令部自体なども、なぜ税關にしないかと言つて、相當懇意されたこともあるのですが、まあ機構の拡充は遠慮しようといふことで、非常に不便を感じつゝ押されておつたわけであります。今日のように、ますます税關行政の比重が大きくなり、全國に六千人の税官吏を持つておるわけでございます。各省にいたしますれば、地方に下部部局として六千人も持つておりますところ、まだ部というところで、最近ますますガットその他の関係もございまし

て、企画面あるいは現場面、両方の面で仕事がふえ、質も転換しつつござりますので、もうこの際は、從来のいろいろ考へもございましたけれども、やはり税關局といふものを独立いたしました。税關局長が直接にその判断をして全体の行政のマネージをすると、いう体制を持っていきませんと、こうした事態になかなか対処しきれなくなつてきているという感じを持ちまして、今回のような改正法を出したわけでござります。税關局長がまたこれを一々見なければならぬ。これは、ある仕事の量といふ段階ではそれで押えてきたわが、実は大蔵省の立場もございまして、機構につきましては相当圧縮しておられます。過去におきました進駐軍が、御承知のように、各國はみんな税關もしくはそれ以上の機構を持ておりますので、たとえば司令部自体なども、なぜ税關にしないかと言つて、相當懇意されたこともあるのですが、まあ機構の拡充は遠慮しようといふことで、非常に不便を感じつゝ押されておつたわけであります。今日のように、ますます税關行政の比重が大きくなり、全國に六千人の税官吏を持つておるわけでございます。各省にいたしますれば、地方に下部部局として六千人も持つておりますところ、まだ部というところで、最近ますますガットその他の関係もございまし

て、企画面あるいは現場面、両方の面で仕事がふえ、質も転換しつつござりますので、もうこの際は、從来のいろいろ考へもございましたけれども、やはり税關局といふものを独立いたしました。税關局長が直接にその判断をして全体の行政のマネージをすると、いう体制を持つていませんと、こうした事態になかなか対処しきれなくなつてきているという感じを持ちまして、今回のような改正法を出したわけでござります。税關局長がまたこれを一々見なければならぬ。これは、ある仕事の量といふ段階ではそれで押えてきたわが、実は大蔵省の立場もございまして、機構につきましては相当圧縮しておられます。過去におきました進駐軍が、御承知のように、各國はみんな税關もしくはそれ以上の機構を持ておりますので、たとえば司令部自体なども、なぜ税關にしないかと言つて、相當懇意されたこともあるのですが、まあ機構の拡充は遠慮しようといふことで、非常に不便を感じつゝ押されておつたわけであります。今日のように、ますます税關行政の比重が大きくなり、全國に六千人の税官吏を持つておるわけでございます。各省にいたしますれば、地方に下部部局として六千人も持つておりますところ、まだ部というところで、最近ますますガットその他の関係もございまし

て、企画面あるいは現場面、両方の面で仕事がふえ、質も転換しつつござりますので、もうこの際は、從来のいろいろ考へもございましたけれども、やはり税關局といふものを独立いたしました。税關局長が直接にその判断をして全体の行政のマネージをすると、いう体制を持つていませんと、こうした事態になかなか対処しきれなくなつてきているという感じを持ちまして、今回のような改正法を出したわけでござります。税關局長がまたこれを一々見なければならぬ。これは、ある仕事の量といふ段階ではそれで押えてきたわが、実は大蔵省の立場もございまして、機構につきましては相当圧縮しておられます。過去におきました進駐軍が、御承知のように、各國はみんな税關もしくはそれ以上の機構を持ておりますので、たとえば司令部自体なども、なぜ税關にしないかと言つて、相當懇意されたこともあるのですが、まあ機構の拡充は遠慮しようといふことで、非常に不便を感じつゝ押されておつたわけであります。今日のように、ますます税關行政の比重が大きくなり、全國に六千人の税官吏を持つておるわけでございます。各省にいたしますれば、地方に下部部局として六千人も持つておりますところ、まだ部というところで、最近ますますガットその他の関係もございまし

て、企画面あるいは現場面、両方の面で仕事がふえ、質も転換しつつござりますので、もうこの際は、從来のいろいろ考へもございましたけれども、やはり税關局といふものを独立いたしました。税關局長が直接にその判断をして全体の行政のマネージをすると、いう体制を持つていませんと、こうした事態になかなか対処しきれなくなつてきているという感じを持ちまして、今回のような改正法を出したわけでござります。税關局長がまたこれを一々見なければならぬ。これは、ある仕事の量といふ段階ではそれで押えてきたわが、実は大蔵省の立場もございまして、機構につきましては相当圧縮しておられます。過去におきました進駐軍が、御承知のように、各國はみんな税關もしくはそれ以上の機構を持ておりますので、たとえば司令部自体なども、なぜ税關にしないかと言つて、相當懇意されたこともあるのですが、まあ機構の拡充は遠慮しようといふことで、非常に不便を感じつゝ押されておつたわけであります。今日のように、ますます税關行政の比重が大きくなり、全國に六千人の税官吏を持つておるわけでございます。各省にいたしますれば、地方に下部部局として六千人も持つておりますところ、まだ部というところで、最近ますますガットその他の関係もございまし

であります。人事上の問題、宿舎の問題、いろいろな点で、ボリュームとしましてでもかなり大きな仕事があつたわけであります。そして今回、こういふふうに関税率の改正、あるいは関税率の改動的な運営といった政策面の仕事が、自由化とともに表面に出て参つた。この仕事が非常に私どもとしましては重要な仕事でもあり、またかなり人手を要ります。また、これを運営をして参ります上に、たゞいま官房長から話がありましたように、やはり独立した機構で円滑にこれを処理して参ること、ということが必要になつてくる。大体そういうことであります。

をくぐる意味で密輸入するといふものがあるわけです。したがいまして、仰せのように、そういう統制がなくなれば減るのじやないかと、私どももそういふいうある程度の予想は持つておったのですが、あります。貿易が自由化されると、今度は、関税率のほうで、関税を免れたいといふ意味の密輸がかなりあるわけです。したがいまして、まあ一ころ特に直接統制を受けておりましたようなものの密輸入がふえてくる。若い干そこに品目的な変化があるようございます。

みな来ておるのですけれども、その人々たちは締め出されておる。本来ならば、その号俸になれば一等になれるのだという期待感が全部あの改正によりまして締め出されるということになりますて、その点についての不満が非常にあるという点が一つ。

それからもう一つは、やはりまあ生活環境なり経済条件といふものも、この五年五ヵ月の間に相当変わって参つてゐるということ、それから、民間の旅費等の場合を見ますと、これは、日経連がやりました相当大規模な民間の会社の旅費の規定等が出ておりますが、それなんかを見ますと、どうもやはり入社をして一年たつたら一等だというふうなところが多いようです。しながらましても、私も、この際やはり公務員もあるのだろうと思ひますが、入社をして一年たつたら一等だというふうなところが多いようです。しかも、私は、この際やはり公務員の場合におきましても、入社をして一年、入所をして一年、國家公務員になつて一年たつた者は一等を支給するというふうに検討されてはどうだらうかといふふうに思つております。

は非常にこまかい問題、ただ、その人たちは二回かそこら程度でしょう。実質的にちが一年に一回か二回出張する場合に、それは二等だといふのでは、やはり気持としてどうもまずいよう思うのですが、そちら辺の点を検討なさるお気持はないだろうか。それについて伺つておきたい。

うよなことで、あとほひとつ等で行かせるような措置をとられますように要望を申し上げまして、次に、先ほど申し上げておるよう、総理大臣から七等級のところまで、九段階に分かれておりますが、これは、民間の場合等を見ますと、こういう良いのはないのですね。重役、部長、課長、課員もいろいろな分け方が多いようであります。大体五段階から六段階といらよくな形になつておりますが、公務員の場合は、それが、総理大臣以下九段階といふことになつておりますが、この分け方も、給与と違つて、旅費をやはり主体にしておる問題でありますから、もつと縮められるよう努力していくいただきたい。そういう問題についての御検討をなさつておられるかどうか。

もう一点は、日額旅費でありますから、これは業務旅費ともいつておりますが、実際、公務員全体に対する問題ですが、実際、この日額旅費が非常に重要な問題になるわけですから、この日額旅費がまた、額が非常に少ないのですね。日当七十五円、この七十五円の中の半分が食費で、半分が車賃、そして雜費だ。七十五円、百円、百三十円と、三段階に分かれております。宿泊料についても同じようなことがいえるわけですが、この日額旅費につきましては、大蔵省と各省の長が協議をしてこの額がきまるようあります。が、しかし、この額についても旅費の定額が改正になると同時に、やはり当然改正されるわけですね。その点を伺います。

○政府委員(平井迪郎君) 第一に御指摘の、旅費の日当、宿泊料が九段階、つまり特別職におきまして二段階、一般職におきまして七段階に分かれていますことは、御承知のとおりでございますが、これは、三十二年六月の改正の際に、旧制度の十五級制度から引き移されました際に、職務の等級が八等級に改正されましたのに合わせて行ないましたわけでございます。したがいまして、先ほど御指摘のよる、民間会社の事情その他等につきましては、必ずしもそのまま対応させて考えておるわけはございません。ただ、民間会社の事情等もいろいろあるようございまして、私ども、先ほどの事例と同様に、そういうた資料等も十分に収集いたしまして、かつまた、公務員の特殊性といふようなものも十分意頭に置きながら、いかなる段階区分を作るのが適当であるかといふようなことを検討いたしたいと考えております。

○山本伊三郎君 それから第二点でございますが、第二の点につきましても、一般的に通常の旅行の場合におきます日当、宿泊料が改正されますならば、当然これに伴う問題として、日額旅費についても検討いたすことになるわけでございます。

○山本伊三郎君 それでは、私から一  
点だけお伺いいたします。実は、共済組合に対する災害時における付加給付の問題ですが、これは、大蔵省のほうから大体聞いておるので、確認する上において課長から一つ聞きたいのですが、実は、チリ津波のときには、付加給付のあれは、行政措置をされておらない。これは、非常に時間がたつておることなんですが、あれは国家公務員だけでなしに、あれを準用する地

方公務員についても、それによって拘束されているのですね。したがって、つまづくことは、御承知のとおりでございまして、これは、三十二年六月の改正の際に、旧制度の十五級制度から引き移されました際に、職務の等級が八等級に改正されましたのに合わせて行ないましたわけでございます。したがいまして、先ほど御指摘のよる、民間会社の事情等もいろいろあるようございまして、私ども、先ほどの事例と同様に、そういうた資料等も十分に収集いたしまして、かつまた、公務員の特殊性といふようなものも十分意頭に置きながら、いかなる段階区分を作るのが適当であるかといふようなことを検討いたしたいと考えております。

○山本伊三郎君 それでは、私から一  
点だけお伺いいたします。実は、共済組合に対する災害時における付加給付の問題ですが、これは、大蔵省のほうから大体聞いておるので、確認する上において課長から一つ聞きたいのですが、実は、チリ津波のときには、付加給付のあれは、行政措置をされておらない。これは、非常に時間がたつておることなんですが、あれは国家公務員だけでなしに、あれを準用する地

たのです。これは法律体系が違うから別といたしましても、しかし、一方、市町村の職員の共済組合については特別な措置をとつておるのに、県の職員、國家公務員については、チリ津波の場合はとられておらなかつた。われわれとしては、当然やられておつたとかこの点をお聞きします。

○政府委員(平井迪郎君) 順序が逆になりますと、やはりこの点をお聞きしますが、第二室戸台風を中心とした災害は、今年度の災害に対して付加給付の措置をとるかどうかという問題でございますが、この点につきましては、第二室戸台風による被害がかなりの程度に及ぶものだらうという推定のもとに、ただいま関係各省に、それぞれの被害状況についての調査を依頼申し上げております。ただ、通信等の関係がございまして、まだ全般的に資料が集まつておりませんが、近日本中にこれも集まると思ひますので、その上で、所要の措置が必要であるならば講じたいというふうに考えております。

○山本伊三郎君 それから第二点の、チリ津波についての御議論でございますが、私ども、現在の段階では、チリ津波の問題について週及して何らかの措置を講ずるかいかといふことについては、今のところでは考えておりません。そういう御要求が切実であり、かつまた、必要なものでござりますならば、検討いたしてみたいと考えておる次第であります。

○山本伊三郎君 この点については、僕らの方もちょっとうかつであつたことは事実なんです。と申しますのは、市町村職員共済組合関係のやつは、これだけは、チリ津波の場合も手を打つ

たのですよ。それをお役所仕事からぬが、そういうことで、検討しておるなりといふものを反映して、それぞれの措置が、行政措置がとられるかどうかの点をお聞きします。

○政府委員(平井迪郎君) 順序が逆になりますが、第二室戸台風を中心とした災害は、今年度の災害に対して付加給付の措置をとるかどうかという問題でございますが、この点につきましては、第二室戸台風による被害がかなりの程度に及ぶものだらうという推定のもとに、ただいま関係各省に、それぞれの被害状況についての調査を依頼申し上げております。ただ、通信等の関係がございまして、まだ全般的に資料が集まつておりませんが、近日本中にこれも集まると思ひますので、その上で、所要の措置が必要であるならば講じたいというふうに考えております。

○山本伊三郎君 それから第二点の、チリ津波についての御議論でございますが、私ども、現在の段階では、チリ津波の問題について週及して何らかの措置を講ずるかいかといふことについては、今のところでは考えておりません。そういう御要求が切実であり、かつまた、必要なものでござりますならば、検討いたしてみたいと考えておる次第であります。

○山本伊三郎君 この点については、僕らの方もちょっとうかつであつたことは事実なんです。と申しますのは、市町村職員共済組合関係のやつは、これだけは、チリ津波の場合も手を打つ

いのですよ。それをお役所仕事からぬが、そういうことで、検討しておるなりといふものを反映して、それぞれの措置をとつておるのに、県の職員、國家公務員については、チリ津波の場合はとられておらなかつた。われわれとしては、当然やられておつたとかこの点をお聞きします。

○政府委員(平井迪郎君) 御指摘の

場合に御要求なりあるいは措置がさ

れるわけでございまして、そいつた

の連絡に従来遺憾の点がございま

す。しかしながら、それがあなたの耳

に入らなかつたということであると、

これは運用上の欠陥がどこにあるか、

これは調べなければいかんと思います

が、しかし、それを管理する大蔵省と

しては、そのくらいの親心があつても

いいのじゃないかと思うのです。した

が、しあわせがやれなければ、やれ

なかつた理由、その点をはつきり知り

が、適当な措置を急速に打つてもらいたいと思いますが、おそらく私は部

合審議会を開きまして、具体的な措置

を考えることができますので存じ

ます。しかしながら、それがあなたの耳

に入らなかつたということであると、

これは運用上の欠陥があつたのです

が、一体、いつころそれが決定する

か、大体それを聞きました。

○政府委員(平井迪郎君) 御指摘の

場合に御要求なりあるいは措置がさ

れるわけでございまして、そいつた

の連絡に従来遺憾の点がございま

す。急速な措置が必要だと思うのです

が、一体、いつころそれが決定する

か、大体それを聞きました。

○山本伊三郎君 運用の機構には、そ

ういう欠陥があつたかどうか知りませ

たとすれば、今後においてこれを十分

改めることにいたしたいと思います。

○山本伊三郎君 運用の機構には、そ

ういう欠陥があつたかどうか知りませ

たとすれば、今後においてこれを十分

改めることにいたしたいと思います。

○山本伊三郎君 しつこいですが、運

用審議会を開かれるようでござります

が、適当な措置を急速に打つてもらいたいと思いますが、おそらく私は部

合審議会を開きまして、具体的な措置

を考えることはできるであろうと存じ

ております。

○山本伊三郎君 しつこいですが、運

用審議会を開かれるようでござります

が、適当な措置を急速に打つてもらいたいと思いますが、おそらく私は部

合審議会を開きまして、具体的な措置

を考えることはできるであろうと存じ

ております。

○山本伊三郎君 しつこいですが、運

用審議会を開かれるようでござります

が、適當な措置を急速に打つてもらいたいと思いますが、おそらく私は部

合審議会を開きまして、具体的な措

が、御指名によりまして説明申し上げます。

本法案の原案につきましては、御承知のことと思いますが、簡単に御説明申し上げます。

原案の要旨は、本邦内における昭和二十八年九月一日から昭和二十七年四月二十八日までの間ににおいて、連合国占領軍等の行為等により負傷し、または疾病にかかった者及び連合国占領軍等の行為等により死亡した者等の遺族に対して給付金を支給するといふことが一つ、その次に、給付金の種類は六種類、一つは療養給付金、次に休業給付金、この休業給付金は、負傷または疾病により業務上の収入が得られなかつた者、その内訳は、この法律施行前休業期間が六十日未満の場合は二千円、休業期間六十日以上の場合は五千五百円、この法律施行後休業期間一日につき百二十円を乗した額といふことになっております。次に障害給付金でございますが、身体障害者となつた者で、労働基準法の例による障害の等級に応じて定めた額、第一級から第三級までが十七万八千円、第四級から第七級までが十一万円、第八級から第十級までが五万三千円、第十一級から第十四級までが一萬八千円、次に遭族給付金でありまするが、死亡した者の遺族に対し定額十五万円、葬祭給付金は、死亡した者の遺族に対し定額五千円、次に打切給付金でござりますが、負傷または疾病により療養期間が三年を超える者に対し定額十八万円といふことになつております。

この原案につきまして、衆議院内閣委員会におきまして、給付金の支給額が、旧行政協定第十八条関係の民事特

例法に基づく補償基準に比べて少額であるということ、及び昭和二十年八月十五日から九月一日までの被害者に対する救済が必要であること等の質疑申しあげます。

おありの方は、順次御発言を願います。

とお聞きしておきたい。トータルをちょっとと言つておきますが、九千九人です。すべての件数を合わせて。

十一日現在の件数を申し上げます。それによりますと、總數は、九千五百七十一件ということになつております。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君)

速記を始め

○山本伊三郎君

この問題は切実な問題で、早くからこういふ要望が一般、一般といましても、該当者からあつたと思うのですが、調達庁では、この立法を大体考え出された過程は、いつもころからどういふ動機でやつたか、それを先に聞いておきたい。

○政府委員(林一夫君)

この連合国占領軍等の行為によります被害者に対する給付金のことです。これが昭和二十一年の五月に、閣議決議によりまして、見舞金を支給すると

いう修正案が、三党の共同により提案されましたのであります。これに対し政府は、やむを得ない措置と思うといふ意見を述べて、修正どおり譲決され

ましたのでござります。その修正案の要旨は、この法律の施行前にかかる休業給付金の額は、二千円を三千円に

し、五千五百円を七千五百円に改められたものでござります。その点ひとつ伺いたい。

○山本伊三郎君

この若干ふえたといふことになつたためにふえたのか。そ

うのは、先ほど修正点で言われた、昭和二十年八月十五日から九月二日まで

の間の人がこれに拡張適用されるとい

うことになつたためにふえたのか。そ

れとも、その実情調査によつてふえた

○山本伊三郎君

それは、調査の結果ふえてきたわけでござります。

○政府委員(林一夫君)

それで実は、まあい

うなことの理由で、被害者から政府並びに国会に対して、しばしば救済の陳情なり要望が行なわれてきたのであります。

そこで、調達庁といたしまして

この被害者の実態を調査いたしました

結果、どうしてもこのよくな被害者に

あります。

この被害者の実態を調査いたしました

結果、どうしてもこのよくな被害者に

あります。

○山本伊三郎君

そうすると、八月十

五日から九月二日までの件数は、この本調査には入つてございません。

○政府委員(大石孝章君)

調査はできております。

○山本伊三郎君

その調査はできてお

ります。

○政府委員(大石孝章君)

調査はできております。

○山本伊三郎君

その数を申

り上げますと、二十件でござります。

○山本伊三郎君

もう一つ聞いておき

正点の説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。

昭和二十年八月十五日から同年九月一

日までの間の被害者に關しても給付金を支給するということ、これが修正案の要旨でござります。

○委員長(大谷藤之助君)

以上で、修

将来、まだ調査の結果、これが若干でも出てくるといふ調達庁の見通しですか。

○政府委員(林一夫君)

大体この程度と存じますが、あるいは今後の調査によりまして、増加するかも存じません。

○山本伊三郎君

そうすると、ふえるとして、大体一万人と見て、大体財源的に見ると、そろ大した問題でないと

いうふうに、われわれ類推してわかるのですが、一体これを全部給付するとして、この修正されたやつでやるとして、どれくらいの費用を見積もつておられるのですか。

○山本伊三郎君

それが、まあい

ういろいろの点については問題があります。しかし、この法案については、該當者も饑首して待つておる法案であります。しかし、この法案については、該當者が約七億五千七百四十万円というふうに試算いたしております。

○山本伊三郎君

それで実は、まあい

ういろいろの点については問題があります。しかし、この法案については、該當者も饑首して待つておる法案であります。しかし、この法案については、該當者が約七億五千七百四十万円というふうに試算いたしております。

○山本伊三郎君

それが、まあい

ういろいろの点については問題があります。しかし、この法案については、該當者も饑首して待つておる法案であります。しかし、この法案については、該當者が約七億五千七百四十万円というふうに試算いたしております。

○山本伊三郎君

それが、まあい

ういろいろの点については問題があります。しかし、この法案については、該當者も饑首して待つておる法案であります。しかし、この法案については、該當者が約七億五千七百四十万円というふうに試算いたしております。

○山本伊三郎君

それが、まあい

ういろいろの点については問題あります。

○山本伊三郎君

それが、まあい

れておりますが、葬祭費は、これは依然五千円ということで、そのままであります。

○山本伊三郎君 それは、原案実態からいと、五千円で葬式ができる、こういう答弁をされるかもしませんが、昭和二十七年前に起つた問題としては、いかなる場合でも、五千円で実は葬祭といふことは可能でなかつた、実態はそうでなかつたと思うのですが、調達庁はどう考えておりますか。

○政府委員(林一夫君) 葬祭給付金と申しましても、私どもは、これは靈前に供える弔慰金といふようなことで、この五千円程度が適當である、こういうふうに考えたわけでございます。御参考までに申しますと、たとえば、未帰還者留守家族等援護法の規定によると、葬祭料といふものがござりますが、これが三千円、また、掛金をかけておられます。國家公務員共済組合法の規定による埋葬料といふものが、最低六千円といふようにいたしたのでござります。

○山本伊三郎君 そういう例を引かれましたが、この種の死亡者といふのは、単なる今例に引かれたよな、普通に死んだわけではないのです。もちろん、死亡の給付打ち切りといいますが、だけれども、その当時は泣きの涙で実際葬式を出したという実情なんです。したがつて、先ほど言われまし

た他の共済組合とか、あるいはそういう点の葬祭料と、私は相当意味が違うと思う。われわれは、戦争に負けたことだから、もうやむを得ないということで、実は押えて占領軍がやつたことだから、もうやむを得ないといふことで、実は押えて金といいますか、見舞金といふことまで、県からも相当出しているようですが、実情は實に氣の毒です。

私は大阪の出身ですが、東住吉区でもやはりそういう人がありまして、もう実に悲惨です。その当時を振り返つてみると、涙がこぼれる。とにかく進駐軍のあのやり方を見まして、われわれは、もう実に切歎扼腕をしたのですか。占領軍だからやむを得ないと、いろいろに考えたわけでございます。

この五千円程度が適當である、こういうふうに考えたわけでございます。御参考までに申しますと、たとえば、未帰還者留守家族等援護法の規定によると、葬祭料といふものがござりますが、これが三千円、また、掛金をかけておられます。國家公務員共済組合法の規定による埋葬料といふものが、最低六千円といふようにいたしたのでござります。

○山本伊三郎君 そういう例を引かれましたが、この種の死亡者といふのは、単なる今例に引かれたよな、普通に死んだわけではないのです。もちろん、死亡の給付打ち切りといいますが、だけれども、その当時は泣きの涙で実際葬式を出したという実情なんです。したがつて、先ほど言われまし

○山本伊三郎君 単に葬祭料だけではないのです。十五万円を二十万円に上げたという、修正された衆議院の事情も私は聞いておりますから、今さらこれをおこでどうこうということも言えませんが、これにしましても、二十万円でこれでいいのだとい

う、私はそういう考え方の問題を今追及している。実際問題として、あの敗戦によって、当時、こういふことを言つていいかどうか知りませんが、占領軍が来て、金もけしているやつがいるのです。それに、命まで取られて、犠牲者といふものがここに三千ほどおられる。また、一万人の該當者がおるのですが、こういふ人に國が相当手厚い一つのものをやつても、私は財政がどうこうといふことではないと思うのです。私は、そういう点を実は今言つているのです。この類がこういふ工合に少ないから、ここでこうせいと云ふことは、衆議院段階で済んでいるのです。それでいいのだといふ。もと出さなければならぬけれども、財政上こうだといふ理屈であればわかるが、國の措置として、他の方が六千円、あるいは三千円だから、これは五千円でい

るのだと考へておられる方に、私は、この問題は当てはまらないと思う。だから、言いませんけれども、そういう考へ方があっていいのかと思う。しかも、それがずっと待たされて、講和条約ができるからすでに十年近くなつた。それで、ここでこの法律を作つてやろう、こういふのです。私が考へてやつてきたわけであります。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなれば、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

速記をちよつとやめて。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案(予備審査のための付託は九月二十五日)

一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は九月二十五日)

一、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(予備審査のための付託は九月二十七日)

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生省に老人局設置の請願(第三三三号)

一、文官恩給受給者の待遇改善に関する請願(第三三八号)(第四〇九号)(第四一二二号)(第四二七号)(第四四〇号)

一、恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(第三八四号)(第三八五号)(第四一二号)(第四四五号)

一、金利勲章年金等復活に関する請願(第四一〇号)

一、傷病者の增加恩給等是正に関する請願(第四一二一號)

一、国家公務員の給与改善に関する請願(第四五八号)

一、厚生省に老人局設置の請願

一、職者連盟内末広昇

一、鈴木恭一君

一、紹介議員

一、大阪市南区周防町二一

一、六十才以上において、今後数年を出ないで全人口の十ペーセントを突破しようとしている。この多數の老年者に対する社会保障を含めた諸対策はまことに重要な問題となりつつあるが、わが国

社会保険制度の現状は、ようやくそのよについたばかりで、なんら一貫し



(一) 間差を旧法の間差に是正すること、(二) 家族加給の金額を一人四千八百円とし、傷病年金受給者のじ後重症の請求権を認めること等の是正を図らたいとの請願。

審議において適法にして妥当なものに改めた上で実施するよう善処せられたいとの請願。

三を改正し、また、法附則第二十二条による賜金受給者のじ後重症の請求権を認めること等の是正を図らたいとの請願。

第四五八号 昭和三十六年十月十二日受理

国家公務員の給与改善に関する請願

請願者 石川県金沢市木ノ新保

五ノ二四

稻葉穂州

紹介議員 鶴園 哲夫君

本国会に提案された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、その内容において法に定める給与決定の諸条件を正確には握せず、かつその実施の時期においても情勢適応の法意に反する違法、不当なものと断ぜざるを得ない。国家公務員法第六十四条は給与決定の条件について「生計費」並びに「民間賃金」等を考慮すると定めているが、この生計費とは、理論、実態の両生計費を指し、それは最底限度において憲法第二十五条の生存権が維持され、かつ社会一般の文化生活の水準にも相応する生計費であることを要するものである。しかるに今次改定律令表の基礎をなす標準生計費は、独身男子(十八歳)において月あたり九千八百二十円で、この一日あたり食糧費百四十円三十八銭となつており、健康を維持することがきわめて困難なものとなつてゐる。これは憲法第二十五条で保障する生存権の否認とも言ふべきであり、また民間賃金との比較等においても不适当であると思うから、これを国会



昭和三十六年十一月一日印刷

昭和三十六年十一月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局